
 全国曹洞宗青年会 

sousei

そうせい

2009年7月

No.146

特集

新期スタート!!
18期目のビッグチェンジ



新期スタート!!

18期目のビッグチェンジ

所信表明

全国曹洞宗青年会
第18期会長

久間泰弘



全 国曹洞宗青年会が「大衆教化の接点を求めて」を標榜して発足し、新時代の胎動が響き渡ってから34年、今また、私たちは大きな時代の転換期に差し掛かっています。

教化の接点を求むべき大衆・世間は、現代世相における政治の混乱、未曾有の経済危機に加え、教育倫理や食物の産地偽装に代表されるコンプライアンスの崩壊、また頻発する災害など多くの困難事に喘いでいます。さらに、我が国では毎年3万人以上の人が自死を選択し、引きこもりの数も100万人以上といわれ、何百万もの人たちがこの深い苦悩の淵に陥り込んでいます。

このような閉塞感と孤独感に蔽われた現代社会において、益々仏教に期待されることが多いにも拘らず、その教えは果たして大衆・世間に

全曹青の第18期の体制がいよいよスタートしました。「大衆教化の接点を求めて」を標榜してから34年。これまでも「教化の時宜」の検証と敷衍に取り組んできた全曹青の、また新たな挑戦が始まります。久間会長による「所信表明」で謳われている時代背景と問題意識とともに、第18期は組織改編や新規事業など、組織としての転換"ビッグチェンジ"を敢行しました。今号はその第18期全曹青の全容を特集します。

対し十分に伝わっているでしょうか。私たちは、社会的要請を把握しきれないままに教えを発信し続けている一面があるのではないかと、とあらためて自らを振り返る必要があるように思えます。

いま、私たちには何が出来ているでしょうか。——こちらの都合で語られる苦悩や、寄り添うといった言葉だけの慈悲に一体何の意味があるのでしょうか。私たちが対峙する苦悩とは、観念的ではなく、常に具体的・現実的に認識される事象であるはずで

いま、私たちは何をなすべきなのでしょう。——いつの時代でもそうですが、私たちに求められる事は、「言う」ことよりも、「行動」していくことでしょうか。私たちはそこで待つのではなく、自らの具体的アプローチを通して人々の苦悩に対峙すべきではないでしょうか。慈悲とはその「行動」によってのみ成熟深化されていくものだと考えます。その行動と対峙を通して「いま何をなすべきか」をあらためて認識することが重要に思えます。この認識過程においては、深く厳しい自己省察を伴うことは論を俟たないでしょう。宗教者・僧侶の個我とは、自己省察という自身の内面にある苦悩や問題意識との厳しい対峙を経て体得していくものであり、この過程を無視する者は、ともすれば他者の持つ苦悩や問題意識をも封殺してしまう。結果、そういった姿勢には、社会に存在する苦悩

目次

SOUSEI No.146 CONTENTS

新期スタート!! 18期目のビッグチェンジ…02
所信表明／ひと目で分かる第18期の組織改編 退任にあたって 全曹青ボランティアが変わります 第18期、全員集合! 第18期出向者一覧 任期中、ありがとうございました。第17期出向者一覧
全曹青、発信せよ。……………08
平成21年度定期評議員会・総会 開催 仏法興隆花まつり千僧法要 開催
会計報告 ……………10
会則 ……………12
加盟団体ニューススポット ……………14
「第39回 九州曹洞宗青年会総会 長崎大会」レポート
賛助費浄納御芳名簿 ……………16
曹洞宗の袈裟に学ぶ 10 ……………18
New! 寺めぐり 街めぐり 1 ……………20
能登の祖廟 大本山總持寺祖院を訪ねて
New! メメント 生死を想う 1 ……………23

※「あまみずのダイアログ」は今号では休載とさせていただきます。

表紙写真：
大本山總持寺祖院 法堂の扉
旧・勤徳門の扉

と連結しうる力を持ち得ないのです。

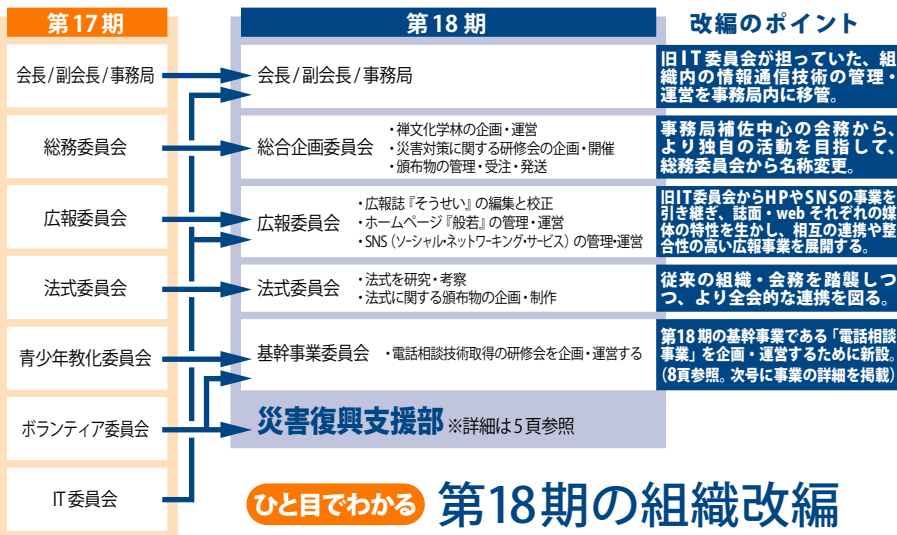
私は、この自己省察と慈悲行への具体的行動こそが、世間苦と私たちを密接に連結し、混迷する現代社会における布教教化への方途や、私たちの立脚点を明確にする道だと信じ、以下を会務執行の目標に掲げ、鋭意実践して参ります。

●スローガン

第18期全曹青においては、「**いのちの声に耳を澄ます**」というスローガンを掲げ、「大衆教化の接点を求めて」という全曹青発足の理念・経緯を振り返り、「苦悩する人々の伴走者となる」という強固な目的意識を組織全体で共有し、全国会員諸師とともに、その道を一步一步着実に進んで参りたいと考えています。

●基幹事業にFOCUS

基幹事業については、当該委員会を組織し「電話相談事業」をご提案申し上げます。当事業は、苦悩する人々への具体的方策の提示と、私たちの自己省察を促すことに有効な事業と位置付けます。青少年や高齢者をはじめとした様々な人々の苦悩に「耳を澄ます」という行為は、社会的要請へのコミットに他なりません。また、それは同時に、「自らの気づき」を深めていく行為です。その行動過程は、私たちの日常の職務や災害ボランティア活



動においても十分に反映され、各人の意識・資質向上にも必ず繋がっていくものであると信じます。私たちに要請されている事は少なくありません。その中で出来る事には限りがあるかも知れませんが、いま正に何かを行動に移す時が来ているのではないでしようか。

使命感と責任感の伴った、一歩共に歩こうとする意思と、一歩共に進もうとする行動力によって、慈悲の反射神経を十二分に発揮し、全国会員諸師とともに当事業に取り組んで参ります。

●委員会の再編

今期は、第17期よりの組織改編を受けて、従来の6委員会から4委員会(総合企画、広報、法式、基幹事業)への再編成に着手致しました。

具体的には、これまで同じ情報を扱う事が多かった広報委員会とIT委員会を統合し、全曹青の情報伝達媒体である『そうせい』と『般若』を一括運営管理してより立体的な広報活動を目指します。同時に、「IT」を「ICT(Information and Communication Technology)」に名称変更した部門を事務局庶務に配置し、組織内インフラの整備に努めて参ります。また、総務委員会を総合企画委員会と名称変更し、職務も事務局補佐中心から、委員会独自で、頒布や研修会開催を企画運営する事も視野に入れ、その活動内容に幅を持たせることと致しました。

法式委員会については、従来通り、全国会員諸師のニーズに合った事業展開を推進して参ります。

これらの委員会再編や会務の再検討は、単に予算や会務の縮小を目的としたものではなく、各委員会ごとの事業内容の重複を回避し、職務効率化と予算の集中を図って、より有意義な全曹青活動の実現を狙いとするところであります。

●災害対策について

災害対策に関しては、従来のボランティア委員会を、理事・執行部を中心とした特別委員会へ変更し、これまでの活動と体制を再検証して、委員会主体による災害支援活動から、全国会員諸師との協働可能な組織づくりを提案整備して参ります。

●連絡協議会の組織強化と非加盟曹青との交流

全国組織ネットワークを活かして、全曹青の

本分である連絡協議会という役割を果たし、各曹青会をはじめ、各地域の一人ひとりの活動紹介は勿論のこと、その意識を繋げることに重点を置き、より連携強固な組織づくりの実現を目指して参ります。また、非加盟曹青会とは、人的繋がりや全曹青から提供し得るコンテンツを通して、その意識や活動の交流を図って参りたいと考えます。

●私たちの目指すべき姿勢とは

道元禅師は、『正法眼蔵』自証三昧巻において、「おほよそ学仏祖道は、一法一儀を参学するより、すなはち為他の志気を衝天せしむるなり。しかあるによりて、自他を脱落するなり。さらに自己を参徹すれば、さきより参徹自己なり。よく自己を参徹すれば、参徹自己なり」とお示しです。

禅師はここで、私たちの目指すべき姿勢について、些かも違う事なく云い当てておられます。私たちはこの御教えを文言の内に留め置いてはならないと考えます。

現代世相と宗門の現状を十分に認識把握し、自己に徹底すれば、他者にも徹底することになり、同時に他者に徹底すれば、自己にも徹底することになる。という事についてお互いに真剣に考え、切磋琢磨し、勇気を持って積極的に活動していくことが私たちに肝要といえましょう。

最後に、私たち第18期執行部一同は、全曹青・宗門における先達の功績や情熱を忘れることなく、不惜身命・粉骨碎身の決意にて、この2年間の会務に邁進する所存でございます。宗門御寺院様、青年会会員諸師には全国曹洞宗青年会への更なるご理解ご協力をお願い申し上げます、私よりの所信と致します。

合掌

退任にあたって

全国曹洞宗青年会
第17期会長

芳村 元悟



→ 昨年の5月、前16期より全国曹洞宗青年会(以下、全曹青)執行部を引き継ぎ第17期がスタートして以来、走り続けた毎日が終わろうとしています。

私達はこれまでの全曹青を意識する一方で、今、そしてこれから私達が必要となるかもしれないことに対して目を向けていくことを期の始まりにあたって着手しました。そのため特別委員会を組織し、管区選出理事の皆様にも多くの助言を頂きながら会則や組織について時間をかけて反芻する作業を行わせていただきました。

また、同年7月には新潟県柏崎周辺地区に甚大な被害をもたらした中越沖地震が発生し、地元宗務所、宗務所青年会、曹洞宗宗務庁、SVAと共に被災された地域への復興支援活動を行わせていただきました。特に地元青年会会長の御理解と青年会会員皆様の御協力を頂き能登半島地震同様進めさせていただいた行茶活動は、避難所生活を続ける大勢の方達への「こころのケア」の実践でありました。

この支援活動が一つの大きな教訓となり、今期に於いて「全国曹洞宗青年会ポランティアガイドライン」として一つの指針を確立すること

となりました。

この数年來、毎年のように発生し多くの被害を与える自然災害に対して私達青年会をはじめ、曹洞宗がどのように対処できるのか、何をしなければならぬのか、このことを改めて問い直し、「敢えて今だからこそしなければならぬ」という強い意志の一步を踏み出すことが出来たのではないかと思っております。

このポランティア活動も含め、第17期全曹青は「スマイル」つながれ笑顔」をテーマとして一つ一つの事業に取り組ませていただきました。全てが笑顔とはいきませんが、私達の思い、行い、言葉が結果として誰かの笑顔になればいい、その一念を忘れることなく歩んで参りました。

全国組織という体ともなれば、思う以上に連携や協力は取れないものなかも知れませんが、人と人との繋がりがあってこそ叶えられることが出来るのも全国という広がりを持った組織の持つ醍醐味でもあると思います。そのためには規約や形式で統制することよりも寧ろ関わりを持つ誰にとつても楽しいこと特別なことに情熱を抱えて取り組む姿勢こそが共通言語となりうるわけで、その特別な時間を大勢の皆様の力添えの基に達成することを特に2年目の期間は費やさせていただきます。

結果として出来る事象以上にそこに結果とする力とその力の結果得られる仲間との出会いや充実感、反省によって見出される次なる可能性、それらが私達が求めたものであり、得られたことでした。自分が目指したものは形ではなく、一つ一つ手掛けたことが次の目標を見出し動き出す原動力となっていくことにあると言っても過言ではありません。

この2年間にわたる試みには各委員会の委員長による弛まぬ努力が不可欠でありましたし、事実そのパフォーマンスを存分に見せてくれたのではないかと感じております。また、管区理事各師に於かれましても深い理解と強い意見、連携と協力体制を維持していただきました。特に、2年間継続で設置させていただきました特別委員会は多くの変革を生み出す母体となる機能を完遂した結果、第18期発足の基盤となり得ることが出来たことは何物にも代え難い成果となったのではないのでしょうか。そして、各曹青会選出の評議員各師に於かれましても評議員会開催時は勿論、諸行事における連絡、協力とご支援を頂けたこと、加えましてこちらからの提案について忌憚のないご意見を賜りましたことは何にも増して心強く感じられたことでした。

御陰様をもちまして第17期は諸事業を敢行し、多くの変革を以てその任を終え、第18期全曹青執行体制へと移行して参ります。

まだまだ未完成であり、まだまだ進化していかなければならない、それが全曹青であろうと思えますし、組織として継続すること、それは一つ一つの進化を弛まぬことにあると思います。その歴史を私の至らなさにより多少汚してしまつた罪悪感拭えませんが、櫻を渡す喜びを現在は全身で感じていた次第でもあります。

願わくは、これまでに皆様から寄せていただきました御厚情に増しまして、これからも全曹青をご支援、ご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。退任にあたり第17期全曹青執行部を代表いたしまして感謝と御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

このマークは
なんてしょう?
※答えはページの下に



全曹青ボランティアが 変わります

全曹青は全体で一丸となってボランティアを考え、災害時の体制を平時から考えます。



これまでの反省点

平時= 2年1期毎にボランティア活動を検討

ボランティアの方向性を明確にするのが困難だった
災害時への全曹青の組織的対応や連携が不十分

災害発生

現地へボランティア委員が入って活動

ボランティア委員への負担(全国からの出向者・檀務・環境など)
災害時にはボランティア委員が活動、という意識の定着
(全曹青内でボランティアへの参加意識の向上につながらない面があった)

各曹青会や宗門行政機関との見解や意見の相違もあった

「災害対策に関する特別委員会」 を設置。災害対策の素案の検討へ

- 平時1 「素案」を基に、災害時の体制整備を検討してまいります。
- 平時2 災害復興支援部の制度点検見直し。
- 平時3 研修会などの開催。
- 平時4 各地の研修会などの情報をHP「般若」で提供。

災害時

今後、災害対策について検討中に災害が発生した時は「素案」にて対応。

- 1 災害復興支援部の体制へ。
- 2 情報収集に努めます。
- 3 情報の広報に努めます。
- 4 災害復興支援の活動をしようとする各曹青会などの支援をします。
- 5 全曹青全体で、活用できる“資源”を模索します。

柔軟な組織 そして 地域の為に地域主体

Q スーパーバイザーや
パートナーの人選は?

A 災害対策に関する特別委員会で素案を含めて検討審議してまいります。

Q 全曹青の出向者の
被災地活動はできるの?

A 各曹青会の一員として、または個人として活動できます。

Q この災害復興支援体制は
これで決定なの?

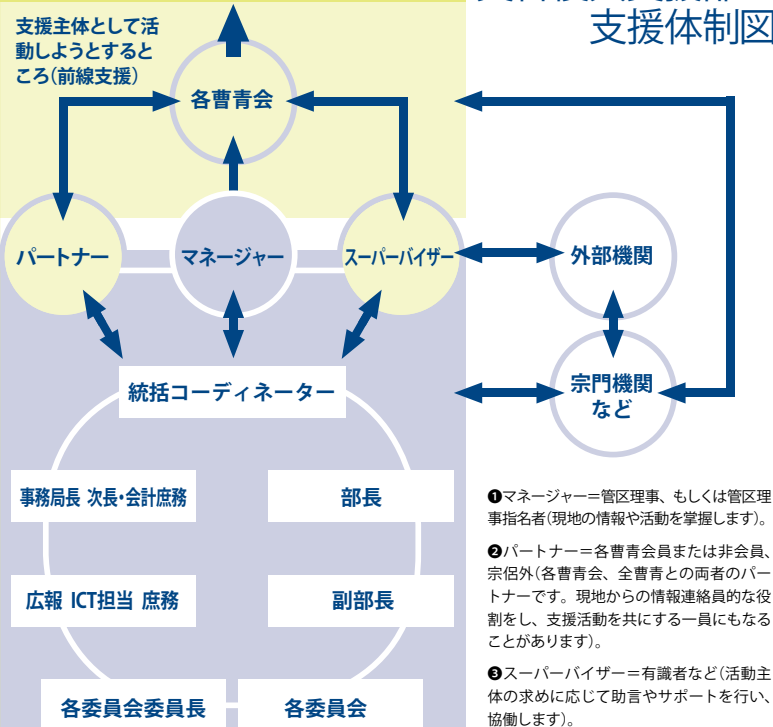
A 特別委員会で検討を重ねます。時や状況に応じて協議し改編する柔軟性を含んでおります。

各曹青会やパートナーの 活動を支援します。

各曹青会におかれましては、ボランティアや災害対策に独自に取り組まれているところもあろうかと思えます。全曹青は災害復興支援について各曹青会の活動を中継・後方支援をさせていただきます。原則として直接の現地活動をしません、各曹青会や現地活動されるところの要望に応じて、スーパーバイザーを活動の助言やサポートに派遣することができます。尚、17期ボランティア委員会が、各曹青会などの災害復興支援ボランティアのための活動参考資料として、ガイドラインを作成しHP般若に掲載されており、必要に応じてご活用が可能です。

被災地 被災者

災害復興支援部の 支援体制図



- ①マネージャー=管区理事、もしくは管区理事指名者(現地の情報や活動を掌握します)。
- ②パートナー=各曹青会員または非会員、宗侶外(各曹青会、全曹青との両者のパートナーです。現地からの情報連絡員的な役割をし、支援活動を共にする一員にもなることがあります)。
- ③スーパーバイザー=有識者など(活動主体の求めに応じて助言やサポートを行い、協働します)。
- ④統括コーディネーター=副会長(災害復興支援部のコーディネートを行います)。

全曹青災害復興支援部

第18期、全員集合!

~第18期出向者一覧~

執行部



会長
久間 泰弘
曹洞宗福島県青年会

今期は、私たち自身で“未来という今”を見据え、ひとりでも多くの同志と連携し、自己省察と慈悲行の実践に取り組んで参ります。



副会長
宮下 俊哉
曹洞宗長野県第一青年会

人と人が認め合い、助け合い、生涯をお互いに育みあえる社会を願って、“耳を澄し”努めさせていただきます。



副会長
高木 一晃
四国地区曹洞宗青年会

全国の青年僧が気軽に参加して、共に学び、そして、その和がつながる全曹青となるようめざします。



副会長
河村 康仁
千葉県曹洞宗青年会

各曹青会の皆様との良好な関係を築けるように、スローガン“いのちの心に耳を澄ます”を共に身体で感じていきたいと思ひます。



顧問
芳村 元悟
北海道第二宗務所青年会

一つ、また一つ、新たな歩みが生まれていく、その輪を崩さぬように、より多くの仲間へ伝えていきたいと思っています。



事務局長
神谷 俊英
北海道第一宗務所青年会

多くの青年僧と共に歩み学び、より多様な繋がりが広がるように耳を澄まして努めます。

事務局次長 瀧澤勝俊 曹洞宗福島県青年会
会計 渡辺文敬 茨城県曹洞宗青年会

庶務 福島啓隆 個人会員(東京)
愛葉正智 曹洞宗山梨県青年会
吉岡統親 曹洞宗福島県青年会
土田真輔 曹洞宗福島県青年会

庶務 山田俊哉 秋田県曹洞宗青年会
吉澤光雲 曹洞宗長野県第一青年会
里野和敬 四国地区曹洞宗青年会
松本尚仁 静岡第三同志会

総合企画委員会

広報委員会

法式委員会



総合企画委員長
松岡 広也
曹洞宗静岡県第一宗務所青年会

全国会員諸師のニーズに合った事業を企画・展開できるよう精進して参りますので、2年間どうぞ宜しくお願い致します。

副委員長 白澤雪俊 青森県曹洞宗青年会
細川伸道 個人会員(栃木県曹洞宗青年会)
委員 大久保厚志 岐阜県曹洞宗青年会
安達瑞樹 兵庫県第二宗務所青年会
横山岳洋 福岡県曹洞宗青年会
永島昌英 新潟県曹洞宗青年会
神作紹道 宮城県曹洞宗青年会
原 知昭 いずも曹洞宗青年会



広報委員長
板倉 省吾
いずも曹洞宗青年会

見える・感じる・関わり合う。そんな情報提供を心がけ、全曹青を丸裸にして参ります。

副委員長 釜田尚紀 個人会員
倉島隆行 三重県曹洞宗青年会
委員 石黒英龍 新潟県曹洞宗青年会
伊藤暢道 山口県曹洞宗青年会
岡本真宰 曹洞宗長野県第一青年会
城市泰紀 石見曹洞宗青年会
紫安敬道 熊本県曹洞宗青年会
委託委員 大室英暁 川口高裕
藤原 敦 古山健一



法式委員長
桑山 良規
和歌山県曹洞宗青年会

今期法式委員会では、古規の文献を資料として提供し、同時に時代のニーズに適った実践的な法式の在り方を提案していきたい。

副委員長 市川輝博 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会
委員 光英英法 曹洞宗福島県青年会
稲本顕隆 大阪曹洞宗青年会
永見宏樹 石見曹洞宗青年会
花田崇胤 青森県曹洞宗青年会
福田智昭 山形県曹洞宗青年会
加藤康由 東三河曹洞宗青年会
毛利正就 福岡県曹洞宗青年会

管区理事

基幹事業委員会



北海道

橋本 真英
北海道第二宗務所青年会



東北

樫山 武浩
青森県曹洞宗青年会



関東

田中 秀一
千葉県曹洞宗青年会



基幹事業委員長

秋吉 龍成
鹿児島県曹洞宗青年会

電話相談における「聴く」力を磨くための場とプログラムを用意することで、第18期の基幹となる事業の推進を考えています。

副委員長 森田英仁 個人会員
館盛寛行 個人会員(神奈川第二)
委員 青野貴芳 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会
大熊真龍 北海道第一宗務所青年会
慶徳雄仁 岩手県曹洞宗青年会
星野正親 石川県曹洞宗青年会
橋垣憲光 京都曹洞宗青年会
瀬田啓道 曹洞宗鳥取県青年会
水谷充賢 四国地区曹洞宗青年会



東海

嶋田 英淳
照自会(曹洞宗静岡県第四宗務所青年会)



北信越

久我 泰文
福井県曹洞宗青年会



近畿

杉山 雄峰
大阪曹洞宗青年会



中国

武 義道
岡山県曹洞宗青年会



四国

伊藤 和人
四国地区曹洞宗青年会



九州

瞿曇 浩道
大分県曹洞宗青年会

監事

柳田彰宣 京都曹洞宗青年会
香村一孝 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会

任期中、ありがとうございました。

～第17期出向者一覧～

執行部



会長
芳村 元悟
北海道第二宗務所青年会
何かが出来るのではないかと、そう思いながら
過ごし続けた2年間で、気がつくとなりの
みんなが全部してくれていた2年間であります。



副会長
久間 泰弘
曹洞宗福島県青年会
札幌総会や組織改編を通じ、個人と組織の関
係性を熟考させられた2年間でした。ご教導
頂きました皆様、ありがとうございました。



副会長
中村 嘉秀
愛知県第一曹洞宗青年会
第15期からの3期6年間、全曹青の活動を通して素晴らしい
出会いと感動をいただきました。この貴重な経験を今後
に活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。



副会長
長井 峰宗
佐賀県曹洞宗青年会
様々なご縁に恵まれ、支えられ、素晴らしい出会いと感動
をいただきました。この経験を今後の青年会に必ず活か
していきたいと思っております。本当にありがとうございました。



顧問
宮寺 守正
曹洞宗埼玉県第二宗務所青年会
約9年にわたり、全曹青の活動にかかわらせ
て頂いた。常に、向上心を忘れず、青年僧侶
の感覚を持ち続けねばならぬと思った。



事務局長
高垣 晶敬
北海道第一宗務所青年会
大役を務めさせていただき、自分の非力さを知ったと同時に
仲間を支えられている事を感じました。「スマイル」を届けるつ
もりが与えられたのは自分でした。本当にお世話になりました。

事務局次長 早船素英 埼玉県第一宗務所青年会
神谷俊英 北海道第一宗務所青年会

庶務 瀧勝勝俊 曹洞宗福島県青年会
来馬司龍 曹洞宗埼玉県第二宗務所青年会

庶務 奥村孝裕 北海道第二宗務所青年会
櫻井尚孝 静岡第三同总会

総務委員会



総務委員長
森 如謙
曹洞宗岐阜県青年会
全曹青全体の円滑な運営を心がけた2年間で
した。その間、様々な方々にお世話になりま
した。ありがとうございました。

副委員長 山根宗信 曹洞宗鳥取県青年会
庶務 大久保厚志 曹洞宗岐阜県青年会
会計 山澤顕雄 山形県曹洞宗青年会
委員 加藤勤也 北海道第三宗務所青年会
藤原孝徳 北海道第一宗務所青年会
松澤宗峰 北海道第二宗務所青年会

広報委員会



広報委員長
河村 康仁
千葉県曹洞宗青年会
『そせい』の編集を通して法縁が活きている
ことを痛感しました。ここで得られたものを
人生に活かして参りたいと思っております。

副委員長 青野貴芳 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会
板倉省吾 いずも曹洞宗青年会
委員 志保見道一 個人会員
吉田義弘 宮城県曹洞宗青年会
松岡広也 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会
関根和明 埼玉県第一宗務所青年会
委託委員 大村則道 大室英暁
狩野晃一 川口高裕
藤木総宣 藤原 敦
古山健一

青少年教化委員会



青少年教化委員長
慶徳 雄仁
岩手県曹洞宗青年会
2年間を通して、ふれあいのある教化活動を
させていただきました。活動報告は「般若」よ
り確認できます。有り難うございました。

副委員長 白澤雪俊 青森県曹洞宗青年会
秋吉龍成 鹿児島県曹洞宗青年会
委員 加藤康由 東三河曹洞宗青年会
角 光全 山口県曹洞宗青年会
諸岡幹哉 京都曹洞宗青年会
南 秀典 茨城県曹洞宗青年会

ボランティア委員会



ボランティア委員長
瀬田 啓道
曹洞宗鳥取県青年会
偉大な諸先輩方にはご指導と激励をいた
さありがとうございます。今後のボランテ
ィア活動の更なる発展をご祈念申し上げます。

副委員長 新川泰道 秋田県曹洞宗青年会
委員 大徳順覚 茨城県曹洞宗青年会
宮下俊哉 曹洞宗長野県第一青年会
市岡宜展 曹洞宗岐阜県青年会
袴谷憲由 北海道第三宗務所青年会
山口尊生 熊本県曹洞宗青年会

法式委員会



法式委員長
菅原 研洲
宮城県曹洞宗青年会
宗業も経論も法式も、参究の姿勢は「如是我
聞・信受奉行」に尽きます。ご協力いただ
いた皆さま、ありがとうございました。合掌

副委員長 桑山良規 和歌山県曹洞宗青年会
会計 市川輝博 曹洞宗静岡県第一宗務所青年会
委員 光英英法 福島県曹洞宗青年会
永島昌英 新潟県曹洞宗青年会
森永良徳 佐賀県曹洞宗青年会

IT委員会



IT委員長
吉澤 光雲
曹洞宗長野県第一青年会
私たちが暮らしている今は過去に生きた人々
の勇氣ある行動が積み重なってできていま
した。未来に勇氣を。Imagine Future.

副委員長 福岡一哉 曹洞宗山梨県青年会
委員 高木一晃 四国地区曹洞宗青年会
平岡憲道 広島県曹洞宗青年会
庶務 倉島隆行 三重県曹洞宗青年会
会計 一山智道 宮崎県曹洞宗青年会
委員 岡本真幸 曹洞宗長野県第一青年会

管区理事



北海道
芹田 尚典
北海道
第一宗務所青年会



東北
中沢 宏哉
秋田県曹洞宗
青年会



関東
田中 秀一
千葉県曹洞宗
青年会



東海
嶋田 英淳
照自会(曹洞宗静岡県
第四宗務所青年会)



九州
持地 俊一
福岡県曹洞宗
青年会



北信越
荒井 徹成
曹洞宗
石川県青年会



近畿
杉山 雄峰
大阪曹洞宗
青年会



中国
宇田 治徳
広島県曹洞宗
青年会



四国
伊藤 和人
四国地区曹洞宗
青年会

監事

高橋英寛 新潟県曹洞宗青年会
香村一孝 曹洞宗静岡県
第一宗務所青年会

全曹青、発信せよ。

平成21年度 全国曹洞宗青年会

定期評議員会・総会 開催



写真上：評議員会での議事の採決

概要報告

5月12日(火) 午後1時30分より、曹洞宗檀信徒会館五階の研修道場に於いて、平成21年度全国曹洞宗青年会定期総会が開催されました(出席約120名)。

総会に先立っての前日11日(月)には、評議員会が開かれ、左記議案がそれぞれ可決されました(出席37名、欠席14名)。

総会当日は、午前10時30分より、中央研修会「いのちの声に耳を澄ます」電話相談事業の可能性を探る」が行われました。第18期では「電話相談事業」を基幹事業とし、この研修に参加して疑似電話相談(ロールプレイ)をすることで、相手の話に耳を澄まし、共に苦を理解しようと努める過程を体験することを趣旨として行われました。

まず、専門的知識をもった電話相談センターや宗務所、個人で開設している電話相談所の活動を紹介し、その後グループ分けをしてロールプレイが行われました。ロールプレイでは、相談する人と聴く人を選出し、それ以外の人を観察者として相談のやりとりを聴き、その後グループで内容についての討論が行われました。討論では「お寺さんを選んで電話をしてきた理由を考えるべきだ」「個



写真右：中央研修会でのプレゼンテーション



写真左：今期の災害復興支援体制について説明する宮下副会長



写真右：参加者からの質疑にも熱が入ります

PROGRAM ◎プログラム

◎総会日程：

平成21年5月11日
・午後2時～5時 評議員会

平成21年5月12日
・午前10時30分～12時 中央研修会
・午後1時30分～4時 定期総会
・午後6時 懇親会

◎開催地：曹洞宗檀信徒会館

◎総会次第

1. 開会の辞：長井峰宗第17期副会長
2. 本尊上供・宗歌斉唱：導師 芳村元悟第17期会長
3. 会長挨拶：芳村元悟第17期会長
4. 御挨拶：宮下陽祐教化部長老師
5. 議長選出：議長 宇田治徳師
6. 議事録作成人及び署名人の指名：作成人 瀧澤勝俊師
署名人：田中秀一師、嶋田英淳師
7. 議事
第1号議案
平成20年度事業及び決算報告、監査報告の承認について
第2号議案
第18期執行部の報告及び監事の選任について
第3号議案
特別委員会の設置について
第4号議案
平成21年度事業計画(案)及び予算(案)の承認について
第5号議案
災害復興支援体制整備について
8. その他・連絡事項
9. 閉会の辞：高木一晃第18期副会長



写真右：
茨城県曹洞宗青年会制作の
贖布物を手にする丹波謙雄師

写真左：
曹洞宗静岡県第一宗務所青
年会にて制作された点字経典
を手にする山田哲哉師



写真左：
新規加盟の挨拶をされ
る三重県第二宗務所青
年会の鬼頭宝徳師

人では限界があるのでは、「場合によっては直接会うべきでは」などの意見が出ていました。また、質疑応答では「時間がないうちに相談を受けた場合の対応は「自分では対応しきれない時はどうすればよいのか」など、多くの質問が出されました。最後に基幹事業委員長・秋吉龍成師が「今回はあくまで体験で、今後は泊まり込みの研修会を行いたい」と述べられ、12時に閉会致しました。

その後、昼食をはさんでの午後1時30分より定期総会が開催されました。第17期副会長の長井峰宗師による開会の辞の後、第17期会長・芳村元悟師の導師による本尊上供が厳修されました。その後、芳村会長より、第17期会長退任の挨拶が述べられました。その後、議長団の選出が行われ（議長・宇田治徳師、議事録作成人・瀧澤勝俊師、議事録署名人・田中秀一師・嶋田英淳師）、迅速な議事進行の結果、左記の議題がそれぞれ承認されました。

第1号議案

平成20年度事業及び決算報告
監査報告の承認について

第2号議案

第18期執行部の報告及び監事の
選任について

第3号議案
特別委員会の設置について

第4号議案
平成21年度事業計画(案)及び
予算(案)の承認について

第5号議案
災害復興支援体制整備について

また、ご来賓の曹洞宗宗務庁教化部長・宮下陽祐老師より、ご挨拶と青年僧の資質低下についてのご指摘、激励を頂きました。その後、その他・連絡事項として紀伊仏教青年虚空会が退会され、三重県第二宗務所青年会が新たに入会されたことが報告されました。また、茨城県曹洞宗青年会より本3冊、DVD5枚、CD1枚で構成されている行持指南と、DVDの維那講座のPRがありました。その他にも参加者から、「禁煙を全曹青より宗侶に促して欲しい」とのご意見が出されました。

最後に、第18期副会長・高木一晃師の閉会の辞により、午後4時に閉会いたしました。

前日の評議員会では、いずも曹洞宗青年会の大坂恵司師より「全曹青で所持している備品の台帳が必要」とのご指摘がありました。また、曹洞宗静岡県第一宗務所青年会より視覚障害者の方にもお経を読んで頂くための点字経典のPRがありました。



Topics 仏法興隆花まつり

千僧法要開催

仏法興隆花まつり千僧法要が、5月26日に奈良の東大寺にて厳修されました。曜日の関係で例年より1ヶ月遅れの開催でしたが、感染者が拡大している新型インフルエンザの影響で、その開催自体が危ぶまれました。関西では次々と催しが自粛される中、果たして千僧法要を行うべきな

のか否か、直前まで共催の東大寺さま、南都二六会さまと協議を重ねました。その結果、東大寺さまより有難くも、許可とご配慮をいただき、規模は縮小したものの開催することが出来ました。

当日は100名ほどの各宗派の青年僧が色とりどりの衣を纏い、ほら貝の雄大な音色に先導され東大寺の境内を散華をしながら行列いたしました。その後、大仏殿において転読大般若法要を行いました。大仏様の温かい眼差しに見守られる中、青年僧の力強い読経の声、そして心のこもった手書きの般若若経による梵風が、私たちの不安を初夏の青空の彼方に吹き飛ばしてしまったかのように感じました。

全日本仏教青年会
事務局長代行

来馬司龍

(曹洞宗埼玉県第一宗務所青年会)

会計報告

平成21年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出予算書 (案)

期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日

歳入合計金額 37,150,000円
 歳出合計金額 37,150,000円
 差引残額 0円

歳入の部			△印は減(単位:円)			
款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1.会費	1.会費		13,510,000	13,024,500	△485,500	
		1.会費	1,510,000	1,524,500	14,500	500円×3,037名、1,000円×6名
		2.賛助会費	12,000,000	11,500,000	△500,000	
2.助成金	1.助成金		15,550,000	15,000,000	△50,000	
		1.事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より
		2.協賛金	550,000	500,000	△50,000	「そうせい」広告料等
3.諸収入	1.諸収入		4,074,415	6,080,378	2,005,963	
		1.事業収入	4,000,000	6,000,000	2,000,000	花まつり事業収入等
		2.雑収入	74,415	80,378	5,963	寄付金・預金利息等
4.繰戻金	1.繰戻金				0	
		1.委員会費繰戻金			0	
5.繰越金	1.繰越金		1,915,585	2,545,122	629,537	
		1.前年度繰越金	1,915,585	2,545,122	629,537	
合計			35,050,000	37,150,000	2,100,000	

平成20年度 全国曹洞宗青年会 歳入歳出決算報告書

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

歳入合計金額 36,090,826円
 歳出合計金額 33,545,704円
 差引残額 2,545,122円

歳入の部			△印は減(単位:円)			
款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1.会費	1.会費		13,510,000	13,146,500	△363,500	
		1.会費	1,510,000	1,519,500	9,500	500円×3,037名、1,000円×1名
		2.賛助会費	12,000,000	11,627,000	△373,000	2,228件
2.助成金	1.助成金		15,550,000	15,225,000	△325,000	
		1.事業助成金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より
		2.協賛金	550,000	225,000	△325,000	「そうせい」広告料等
3.諸収入	1.諸収入		4,074,415	5,015,526	941,111	
		1.事業収入	4,000,000	4,999,650	999,650	花まつり事業収入等
		2.雑収入	74,415	15,876	△58,539	寄付金・預金利息等
4.繰戻金	1.繰戻金			788,215	788,215	
		1.委員会費繰戻金		788,215	788,215	
5.繰越金	1.繰越金		1,915,585	1,915,585	0	
		1.前年度繰越金	1,915,585	1,915,585	0	
合計			35,050,000	36,090,826	1,040,826	

歳出の部			△印は減(単位:円)			
款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備考
1.事業費			24,000,000	24,300,000	300,000	
	1.委員会費		10,100,000	6,500,000	△3,600,000	
		1.総合企画委員会費		1,500,000	1,500,000	
		2.広報委員会費	4,600,000	2,200,000	△2,400,000	
		3.基幹事業委員会費		1,500,000	1,500,000	
		4.法式委員会費	1,300,000	1,300,000	0	
		5.総務委員会費	1,000,000		△1,000,000	
		6.青少年教化委員会費	1,000,000		△1,000,000	
		7.ボランティア委員会費	1,000,000		△1,000,000	
		8.IT委員会費	1,200,000		△1,200,000	
	2.広報費		9,100,000	10,800,000	1,700,000	
		1.印刷費	5,100,000	3,100,000	△2,000,000	「そうせい」印刷費
		2.編集費		3,500,000	3,500,000	
		3.封筒印刷費	0	600,000	600,000	
		4.発送費	4,000,000	3,600,000	△400,000	「そうせい」郵送代
	3.本部事業費		4,500,000	6,500,000	2,000,000	
		1.本部事業費	3,000,000	6,500,000	3,500,000	花まつり事業・サーバー費等
		2.禅文化学林開催費	1,500,000	0	△1,500,000	平成22年度開催
	4.研修費		300,000	500,000	200,000	
		1.研修費	300,000	500,000	200,000	禅の集い中央研修会等
2.運営費			10,600,000	10,600,000	0	
	1.会議費		8,200,000	8,000,000	△200,000	
		1.役員会費	4,000,000	3,800,000	△200,000	執行部会・理事会
		2.総会費	4,200,000	4,200,000	0	総会・評議員会・委員会総会
	2.事務費		500,000	500,000	0	
		1.印刷消耗品費	150,000	150,000	0	
		2.通信費	300,000	300,000	0	
		3.備品費	50,000	50,000	0	
	3.渉外費		1,850,000	2,050,000	200,000	
		1.助成金	500,000	500,000	0	管区大会助成金10万×5管区
		2.慶弔費	300,000	300,000	0	管区大会祝賀3万×5管区等
		3.負担金	250,000	250,000	0	全日仏青加盟負担金等
		4.交通費	800,000	1,000,000	200,000	管区大会・全日仏青等出向助成
	4.雑費		50,000	50,000	0	
		1.雑費	50,000	50,000	0	
3.積立金	1.積立金		100,000	600,000	500,000	
		1.基金積立金	100,000	100,000	0	ボランティア基金積立て
		2.積立金		500,000	500,000	次期執行部準備金積立
4.予備費	1.予備費		350,000	1,650,000	1,300,000	
		1.予備費	350,000	1,650,000	1,300,000	
合計			35,050,000	37,150,000	2,100,000	

歳出の部			△印は減(単位:円)			
款	項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1.事業費			24,000,000	23,191,755	△808,245	
	1.委員会費		10,100,000	10,100,000	0	
		1.総務委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
		2.広報委員会費	4,600,000	4,600,000	0	
		3.青少年教化委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
		4.ボランティア委員会費	1,000,000	1,000,000	0	
		5.法式委員会費	1,300,000	1,300,000	0	
		6.IT委員会費	1,200,000	1,200,000	0	
	2.広報費		9,100,000	8,731,312	△368,688	
		1.印刷費	5,100,000	5,323,500	223,500	「そうせい」印刷費
		2.封筒印刷費	0	0	0	「そうせい」発送用封筒代2年分
		3.発送費	4,000,000	3,407,812	△592,188	「そうせい」郵送代
	3.本部事業費		4,500,000	4,314,109	△185,891	
		1.本部事業費	3,000,000	3,376,739	376,739	花まつり事業等
		2.禅文化学林開催費	1,500,000	937,370	△562,630	禅文化学林開催費
	4.研修費		300,000	46,334	△253,666	
		1.研修費	300,000	46,334	△253,666	禅の集い中央研修会等
2.運営費			10,600,000	10,253,949	△346,051	
	1.会議費		8,200,000	7,948,613	△251,387	
		1.役員会費	4,000,000	3,936,563	△63,437	執行部会・理事会
		2.総会費	4,200,000	4,012,050	△187,950	総会・評議員会
	2.事務費		500,000	366,336	△133,664	
		1.印刷消耗品費	150,000	84,264	△65,736	
		2.通信費	300,000	282,072	△17,928	
		3.備品費	50,000	0	△50,000	
	3.渉外費		1,850,000	1,939,000	89,000	
		1.助成金	500,000	600,000	100,000	管区大会10万×6管区
		2.慶弔費	300,000	300,000	0	管区大会祝賀3万×6管区等
		3.負担金	250,000	250,000	0	全日仏青加盟負担金等
		4.交通費	800,000	789,000	△11,000	管区大会・全日仏青等出向助成
	4.雑費		50,000	0	△50,000	
		1.雑費	50,000	0	△50,000	
3.積立金	1.積立金		100,000	100,000	0	
		1.積立金	100,000	100,000	0	ボランティア基金積立て
4.予備費	1.予備費		350,000	0	△350,000	
		1.予備費	350,000	0	△350,000	
合計			35,050,000	33,545,704	△1,504,296	

※尚、各項・目間の流用を認めるものとします。

差引残額2,545,122円を次年度に繰越し致します。

※尚、各項・目間の流用を認めるものとします。

以上のとおり、予算を提案いたします。

平成21年5月11日

平成21年5月11日

全国曹洞宗青年会 会長 久間 泰弘
 会計 渡辺 文敬

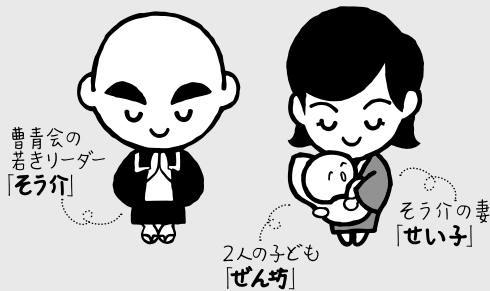
全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟
 会計 神谷 俊英

（リニューアルした「SouSei」から発信）

今号(146号)より本誌「そうせい」のデザインが変わりました。
 タイトル文字や誌面デザインの他、新たなキャラクターも仲間入りしました。
 この場を借りてご紹介します。

「そうせいファミリー」

新キャラクターの「そうせいファミリー」です。
 これからも、このニューファミリーが陰ながら誌面を盛り立てていきますので、どうぞよろしくお願ひします。



「その他のキャラクター」

そうせいファミリーとも仲良しの「つりがね君」です。次号では「つりがね君」の仲間たちも登場の予定です、ご期待ください。



全国曹洞宗青年会 平成20年度特別会計(ボランティア基金)報告

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

歳入総額	2,760,939円
歳出総額	200,000円
差引残額	2,560,939円

歳入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,660,939	
積立金	100,000	
合計	2,760,939	

歳出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
岩手宮城内陸地震復興活動支援金	200,000	岩手県曹洞宗青年会と宮城県曹洞宗青年会へ
合計	200,000	

全国曹洞宗青年会 平成20年度特別会計(周年事業基金)報告

期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日

歳入総額	2,000,000円
歳出総額	0円
差引残額	2,000,000円

歳入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,000,000	
合計	2,000,000	

歳出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
	0	
合計	0	

以上の通り報告いたします。

平成21年5月11日

全国曹洞宗青年会 会長 芳村 元悟 ㊦
 会計 神谷 俊英 ㊦

監査報告

平成20年度全国曹洞宗青年会、一般会計及び特別会計について、平成21年4月12日に東京都港区愛宕、青松寺にて、会長、副会長立ち合いのもと、諸帳簿・証書・関係書類を監査したところ、収入・支出・残金ともそれぞれ合致し、適正かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

平成21年5月11日

全国曹洞宗青年会 監事 高橋 英寛 ㊦
 監事 香村 一孝 ㊦

とき たび こころの時代にこころの旅を

国内団参・海外仏跡巡拝の事なら経験豊かなビーエス観光へお申し付け下さい。

ビーエス観光グループ

全国曹洞宗青年会 ● 会則

第一章 総則

第一条(会の名稱) 本会は、全国曹洞宗青年会と称す。
第二条(事務所の所在地) 本会は、事務所を東京都港区芝丁一目五番二号曹洞宗事務庁内に置く。
第三条(会の目的) 本会は、古教照心の示訓を旨に自己研鑽に努め、互いに乳水相合し、自由で創造的な活動を通じ、心豊かになし、社会の形成を目指すものとする。
第四条(会の組織) 本会は、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもつて組織する。
第五条(会の事業) 本会は、第三条の目的を遂行するため、青年宗侶及び会員の智と力を結集して、以下の事業を行う。
① 現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
② 各曹洞宗青年会活動との連携及び支援、並びに親睦を図る。
③ 教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
④ 情報誌の発刊並びに図書・資料の刊行及び紹介。
⑤ その他本会に必要と認められる事業。

第二章 役員

第六条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終わる。
第七条(総会の開催) 本会(総会)は規則の制定、
一、本会、この会則を実施するため、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第三章 評議員

第八条(評議員の種類) 本会には、次の三種類とする。
① 正会員
② 賛助会員
③ 特別会員
本会が推薦する者。
第九条(入会) 一、本会に入会しようとする者は、本会が定める入会申込書を本会に提出して入会の申込をしなければならぬ。
二、本会に入会の申込をした者は、理事会において入会の承認を受けた後、当該年度の会費を支払ったとき、本会の会員になったものとする。
第十条(退会) 一、本会を退会しようとする者は、本会が定める退会申込書を本会に提出して退会の申込をしなければならぬ。
二、本会に退会の申込をした者は、理事会において退会の承認を受けたとき、本会を退会したものとす。

第四章 総会

第十一条(総会の種類) 一、総会は定期総会と臨時総会とする。
二、定期総会は毎年五月に開き、臨時総会は必要ある場合に臨時総会を開く。
第十二条(総会の組織) 総会には、本会正会員をもつて組織する。
第十三条(議決事項) 総会において次に掲げる事項を審議し、議決するものとする。
① 評議員会及び事業報告に関する事項。
② 予算の議決及び決算の承認に関する事項。
③ 重要な資産の処分に関する事項。
④ 会則の制定、変更に関する事項。
⑤ 総会の招集手続。
第十四条(招集) 一、総会は会長が招集する。
二、総会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
第十五条(開会) 一、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。
二、正会員は、会則の目的たる事項を記載した書面を会長に提出し、臨時評議員の半数以上の同意を要する。その場合、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。
第十六条(議長) 一、総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれである。
二、議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
三、総会において、議長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。
四、会長及び副会長ともに事故あるときは、その総会において議長を定める。
第十七条(議決権) 一、総会における正会員の議決権は、一人につき一個とする。
二、正会員は、別に定める規程によつて、その議決権を行使することができる。
第十八条(議決の方法) 一、総会において議決は、この会則に別段の定めがある場合を除くは、出席した正会員の過半数で決す。なお、代理人をもつて、その議決権を行使する正会員は、総会に出席したものとみなす。
二、可否同数のときは議長が決する。
第十九条(議事録) 一、議事は、議事録を作成し、議長及び出席した正会員二人以上が、これに署名押印して本会に保存するものとする。
二、正会員は、いつでも議事録を閲覧し、謄写することが出来る。

第五章 理事会

第二十条(理事の種類) 一、本会に理事を置く。
二、評議員は、各曹洞宗青年会が一名を選出する。評議員には、必要に応じて評議員以外の者を出席させることができる。
第二十一条(評議員の職務) 一、評議員は、次の事項を審議する。
① 本会の規程の制定、変更に関する事項。
② 総会及び理事会から委託された事項。
③ 総会に提出する議案に関する事項。
④ 前項の審議事項に關し、評議員会において、総会における審議が必要と議決された議案については、その審議を総会に委託することができる。
第二十二条(審議事項の種類) 一、定期評議員会は、次期事項を審議する。
二、定期評議員会は毎年五月に開き、臨時評議員会は必要ある場合に臨時総会を開く。
第二十三条(招集) 一、評議員会を招集するには、会日より三十日以前にその通知を発送しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、その期間を短縮することができる。
第二十四条(開会) 一、前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を示さなければならない。
二、正会員は、会則の目的たる事項を記載した書面を会長に提出し、臨時評議員の半数以上の同意を要する。その場合、前項の場合において、会長がその請求を受けた日から三十日以内に招集の手続をしないときは、請求者自らその手続をすることができる。
第二十五条(議長) 一、評議員会における議長は、一人につき一個とする。
二、議長は、代理人をもつて、その議決権を行使することができる。
三、前項の場合、代理人は、正会員に限り、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
第二十六条(代理人) 一、第二項の代理人は、正会員に限る。また一名で一名を超える評議員を代理し得ない。
二、評議員は、全評議員の三分の二以上出席しなければ開会することができない。ただし、代理人によつて出席する評議員も評議員に出席したものとみなす。
第二十七条(議事録) 一、議事は、議事録を作成し、議長及び出席した正会員二人以上が、これに署名押印して本会に保存するものとする。
二、正会員は、いつでも議事録を閲覧し、謄写することが出来る。

第六章 執行部

第二十八条(執行部の組織) 一、本会に執行部を置く。
二、執行部は、会長一名、副会長三名、各委員会委員長一名、事務局局長一名、事務局若手三名、会計一名をもつて構成する。
三、会長は、本会を代表し、会務を統理する。
四、副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を行う。
三、副会長は、会長が不在の職務を代行し、副会長の協同を行う。
四、執行部は、総会、理事会及び評議員会の決議を尊重してその職務を行わなければならない。
第三十条(執行部の選任) 一、前項に関する規定は、全国曹洞宗青年会執行部選考に関する規程に従って選任する。
第三十一条(執行部の任期) 一、執行部の任期は二年とし、選任された年の定期総会開催日をもって始期とする。
二、執行部のうち欠員が生じた場合は、速やかに、その後任者の選任しなければならない。
三、任期の満了によつて退任する執行部は、新たに選任された執行部が就任するまで、引き続きその職務を行う。
第三十二条(監事) 一、本会に監事を置く。
二、監事は、理事から推薦し、総会で選任する。
三、監事は、理事会が推薦し、総会で選任する。
四、監事は、本会の会務及び財務を監査し、会の運営の健全化を図る。
五、監事は、本会の全ての会議に出席することができる。

第七章 委員会

第三十三条(委員会の設置) 本会には、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために必要な委員会を設置する。
第三十四条(委員の種類) 一、委員会は、委員長一名のほかに、委員若手三名をもつて構成する。
二、委員長は、理事会が指名し、評議員会の議を経て選任する。
三、委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
四、各委員会は、必要があるときは、委員長若手三名を置くことができる。
第四十二条(委員長の職務) 一、委員長は、委員長を主宰する。
二、委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは又は委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
三、副委員長が委員長の職務を行う順位は、副委員長の協議による。
第四十三条(特別委員) 一、本会には、必要があるとき認めるときは、理事会の議を経て、特定の事項を行わせるため、特別委員会を置くことができる。
二、特別委員会の組織、職務及び議事手続については必要事項は規則をもって定めることとする。
第四十五条(特別委員会) 一、本会には、必要があるとき認めるときは、理事会の議を経て、特定の事項を行わせるため、特別委員会を置くことができる。
二、特別委員会の組織、職務及び議事手続については必要事項は規則をもって定めることとする。

第八章 財務

第四十六条(事業費) 一、本会には、特別の事業を実施するために必要があるときは、理事会の議を経て特別会計を設置することができる。
二、特別会計は、一般会計、特別会計、基金会計とする。
三、本会には、特別の事業を実施するために必要があるときは、理事会の議を経て特別会計を設置することができる。
第四十七条(経費) 一、本会の経費は、会費、賛助費、宗務補助金及び寄付その他の収入をもつて支弁する。
二、本会の資産は、会計が管理する。

第九章 附則

第四十八条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第十章 雑則

第四十九条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第十一章 附則

第五十条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第十二章 雑則

第五十一条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第十三章 附則

第五十二条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第十四章 雑則

第五十三条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第十五章 附則

第五十四条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第十六章 雑則

第五十五条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第十七章 附則

第五十六条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第十八章 雑則

第五十七条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第十九章 附則

第五十八条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

第二十章 雑則

第五十九条(会則の変更) 一、本会には、この会則を実施するために、規程又は規則を定める。
二、規程は評議員会の決議により、規則は理事会の議を経てこれを定め、又は変更するものとする。

第二十一章 附則

第六十条(施行期) 一、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
二、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。
三、本会は、この会則が制定された日から起算して三月三十一日に施行する。

二、会計は、会長が指名し、理事会及び評議員会の議を経て選任する。
三、監事は、収入及び支出の決算を監視し、定期総会において監査報告をしなければならぬ。
第五十一条(重要な資産の処分)
本会の重要な資産は、総会において出席した正会員の三分の二以上の同意がなければ処分することができない。
第五十二条(会費)
一、本会は、会費ないし賛助費を本会に納めなければならない。
二、会費は、当該年度分を同年度の九月末日までに納めるものとし、その額は規程に定めるところによる。
三、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。
第十三章 改正
第五十三条
この会則の改正は、総会において出席した正会員の三分の二以上の賛成をもって議決しなければならない。この場合において、代理人をもって議決権行使する正会員も総会に出席したものとみなす。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。
第十四章 附則
第五十四条
この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。
第十五章 附則
第五十五条
この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。
第十六章 附則
第五十六条
この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。

附則
一、この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。
第十七章 附則
第五十七条
この会則は、平成十八年六月一日から施行する。
二、この会則施行のため、全国曹洞宗青年会会則(昭和五十年十一月二十六日施行)は改正され、効力を失う。

四、選挙委員が欠けた場合は、当該管区から補充選任する。その任期は前任者の任期期間とする。
五、選挙委員会の委員は、その委員会において知り得べき秘密を保持する権利を有し、義務を負う。
第三十条(選挙委員会の委員)
一、選挙委員会は委員長一名及び副委員長一名を置き、
二、委員長及び副委員長は委員の互選による。
第四十条(選挙委員会の職務)
一、選挙委員会は、選挙委員及び副選挙委員の届出の諸手続を定める。
二、前項の諸手続は、当該年度の一月一日まで公報する。
第五十条(選挙委員会の招集)
一、選挙委員会は委員長が招集する。
二、選挙委員会の会議は、委員三分の二以上出席しなければならない。
三、選挙委員会の議事は出席委員の三分の二をもって決する。
第六十条(立候補の禁止)
選挙委員会の委員は、会長または副会長の候補者若しくはその推薦人となることはできない。
第七十条(会長候補者の選挙と資格)
一、会長候補者となる者は、本会会則第八十条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の、各管区曹洞宗青年代表者及び所属青年会代表者の推薦状を添付し、申出書を、選挙委員長に届け出なければならない。
二、選挙委員会は、前項の候補者の中から次期会長候補者を選定する。選挙の手続は第五十五条に定めるところによる。
第八十条(副会長候補者の選挙)
一、副会長候補者は会長候補者選出後に選挙する。
二、副会長候補者の選挙は、選挙委員会と次期会長候補者協議のうえ選出する。
三、副会長候補者の選挙の手続は第五十五条に定めるところによる。ただし、次期会長候補者は議決権を有しない。
第九十条(執行部の資格)
執行部の構成員となる者は、本会会則第八十条に定める正会員の中から就任年度四月一日に満三十九歳以下の者でなければならない。
第十條(規則)
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。
第十一條(準用事項)
本会会則第四十三條(委員会の職務)の規定は、選挙委員会に準用する。

附則
本規程は平成十九年十一月二十六日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

一、基金の運用は理事会の審議を経て決定するものとし、運用計画及び運用結果は、当該会計年度ごとに、会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。
二、基金の運用は、原則として、ボランティア事業、周年事業、または本会の資産とするものためについで、これを経費とすることを妨げない。
第四十二条(基金の取り崩し)
一、基金の取り崩しは、一般会計ないし他の特別会計に充当するには、評議員会の審議を経て決定し、総会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には理事会の審議を経て決定することとができる。
二、基金の取り崩し及び充当については、会計年度ごとに会長が総会及び評議員会に報告しなければならない。
第五十二条(規則)
一、この規程の施行に必要なその他の事項は、規則をもって定める。
二、規則は、理事会の議を経てこれを定める。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

は、修正案をまず採決しなければならない。
三、同一議案について、数個の修正案が提出された場合は、議長が、採決の順序を決める。
四、修正案が全て否決されたときは、原案について採決しなければならない。
第七三條(動議)
一、この規程において動議とは、会議中に出席者から出された、予定された議案又は修正案以外の議案をいう。
二、動議を提出しようとする者は、他の出席者の三名以上とし、委任状による出席を除く。の賛成を得て動議を議長に提出し、その趣旨を説明しなければならない。
三、動議が提出されたときは、議長が、議案ないし修正案と動議の採決の順序を決める。
第八三條(議案の修正)
一、議案の修正案は、議長が、議案ないし修正案の趣旨を説明し、修正案の趣旨を記載した書面を配布して趣旨を説明しなければならない。
第九三條(議事の進行)
一、議長は、議事進行の進行次第を決定する。
二、議長は、議事進行の進行次第を変更することができる。
第十三條(会議の延長)
一、議長は、会議の予定時間内に進行次第における全ての議案の審議が終了しなかった場合は、当該会議の議決を経て、会議時間を延長し又は後日に延期することができる。
二、前項の場合において会議を後日に延期したときは、審議が終了しなかった議案を最優先して審議しなければならない。
第十一三條(採決)
一、議長は、議事進行の進行次第を決定する。
二、議長は、議事進行の進行次第を変更することができる。
第十二三條(採決)
一、議長は、議事進行の進行次第を決定する。
二、議長は、議事進行の進行次第を変更することができる。

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

二、議事は、議事について忠実に記載されなければならない。
三、議事録は、作成後その記載内容を変更することはできない。但し、誤字脱字の加除修正についてはこの限りでない。いつでも各会議の議事録を閲覧し、謄写することができる。
附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

附則
本規程は平成十八年六月一日から施行する。
第二十条(目的)
本会は、本会の恒久運営のための財政的基礎の確立を目的として、全国曹洞宗青年会基金(以下基金という)を設ける。
二、基金の運用等については、本規程に定めるところによる。
第二十一条(基金の種類)
基金とは、寄付金、添募、賛助金、事業等の臨時収入の積立金を言い、その種類は次とどりに定める。
① ボランティア基金
② 周年事業基金
③ その他の基金

「第39回 九州曹洞宗青年会総会 長崎大会」レポート

PROGRAM ◎プログラム

日 時：平成21年6月16日(火曜日)
開催地：長崎県長崎市・皓台寺
並びにホテル「長崎にっしょうかん」

11時00分 受 付(ホテルにて)
12時15分 ホテルより皓台寺さまへ移動
13時00分 止 静
13時30分 放 禅 開講諷経(僧堂にて)
14時00分 総 会
15時30分 講 演 講師 フランス幸雲 師
16時30分 ホテルへ移動
17時00分 理 事 会
18時30分 懇 親 会

概要報告

平成21年度、第39回九州曹洞宗青年会総会・長崎大会が、平成21年6月16日に長崎県皓台寺に於いて行われました。当日は梅雨の時期にも関わらず快晴に恵まれ、大会の順調な運営を暗示しているようでした。会場となりました皓台寺は長崎県屈指の名刹であり、曹洞宗の修行道場でもあります。また、長崎は、出島に代表されるように国際色ゆたかであり、今回は講師にフランス幸雲師を迎え講演が行われました。師の国際的な目線からの話は非常に新鮮であり、現代の宗門、僧侶のありかた等を考えさせられました。

皓台寺という修行道場が会場ということもあり、最初に僧堂において坐禅を行いました。シーと静まりかえった僧堂は、まさ



会場となった長崎県長崎市・皓台寺さま

に祖師方より受け継がれてきた禅そのものであります。開静後には引き続き僧堂において、開講式が行われました。やはり、僧堂ということもあり、参加者の面持ちもどこか懐かしい修行時代を思い返し、気を引き締めているようにもみえました。

開講式終了後は場所を本堂にうつし、総会が開会されました。開会の辞を宣言し、まず、九州曹洞宗青年会会長・渕丈嗣師より、今回が執行部の改選ということもあり、2年間にわたる任期を振りかえった話があり、また新会長、新執行部への激励の言葉が送られました。次に会場主である堂長・阿比留孝生老師より皓台寺の現状と今の青年僧への励ましの一言をいただきました。さらには、全国曹洞宗青年会会長・久間泰弘師より全国曹洞宗青年会の今期の方針、意気込みを語られ、総会にあたり

での祝辞をいただきました。次に議長選出により、福岡県曹洞宗青年会の藤崎俊孝師が議長に選出され、議長選出の後、以下の議案が審議されました。

- 第1号議案 「平成20年度事業報告」
- 第2号議案 「平成20年度会計報告」
- 第3号議案 「会計監査報告」
- 第4号議案 「平成21年度事業計画(案)」
- 第5号議案 「平成21年度予算(案)」
- 第6号議案 「その他(役員改選)」



総会の様子

両大本山御用達
梅花流法具販売指定店

法衣・装束・荘厳・神仏具・贈答用記念品

 株式会社 梅金商店

(全国曹洞宗法衣同業会会員)

〈本 社〉〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目39番33号
(大須交差点東北側)
TEL (052) 241-0901(代表) FAX (052) 241-1904



僧堂にて



「ホテルにっしょうかん」にて懇親会

すべての議案は滞りなく審議され、満場拍手をもって承認されました。議案審議終了後第6号議案の役員改選により、新会長に就任されました大分県海雲寺・村上有紀師より今後の抱負と新

* * *

執行部の紹介が行われました。引き続き、全国曹洞宗青年会九州管区センター等からの連絡事項があり、総会のすべての審議を終了し、総会は無事閉会しました。

大会記念講演（抄録） ◎ フランス幸雲

アメリカの禅の現状報告を交えながら、今後の課題を挙げておきたいと思えます。まず後継者の育成の問題です。現在私が主管を務めているアラスカ禅コミュニティを構成しているメンバーは30人程です。年齢層は50歳以上が大半になっているため育成が厳しい状況になっています。彼らは、出家はしているものの、出家前と同じ生活をしている人がほとんどで、日本の禅の修行とはだいぶ様子が違います。

禅は衰退していくと思います。アメリカの次の世代の人々が禅の修行に触れる機会がなくなってしまうことは実に悲しいことです。禅が「生き方」ではなく、単なる「考え方」になってしまったことを最も危惧します。そうならないためにも、日本の宗門からのサポートが必要です。是非アラスカに来て、私たちの現状を見てください。

次の問題は、日本と違い檀家制度がないため、運営財源を完全に寄付に頼らなければならぬということだと思います。ロス

やサンフランシスコ等に禅の寺院がありますが、このままいくとアメリカにおけ



フランス幸雲師 略歴
1972年アメリカ合衆国モンタナ州ヘレナ生まれ。イースタンワシントン大学大学院文芸学部小説学科修士課程終了。
主に英語教師として日本に計8年在住。熊本県高森町在住の折に曹洞禅に親しみ、2001年5月に出家得度、瑞応寺専門僧堂・聖護寺国際禅道場で安居修行。
2006年8月よりアンカレッジ禅コミュニティ主管。アラスカ大学の日本語と仏教の講座で教鞭をとる。

大会を振り返って



長尾 秀文

熊本県曹洞宗青年会

今回、古くからの、また新しい勝友の縁をいただきました。とても有難いことだと思います。また、講演のフランス幸雲師の話は、私の中では非常に感じる内容であり、考えさせられるものでした。まだ、若輩者であり、僧としてこれからの私ではありますが、今回の縁、講演の話を通じて今後の活動に活かしていくことができるようにがんばっていきたく思います。最後に総会の開催にあたり皆様のご苦勞に感謝いたします。



井手 一成

長崎県曹洞宗青年会
会長

今回長崎大会を開催するにあたり、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。年に1度の総会ではありますが、皆様の活動の紹介、連絡を通して親睦を深め、今後の活動、教化にいかしていただけたらと思います。さらにはお互いの協力、随喜につながっていくことが、大きな意義であります。今回は厩台寺専門僧堂にて、坐禅に参じ、これまで以上にまとまりを強くして、よい方向に深まっていくことを願います。



渕 丈嗣

九州曹洞宗青年会
第13期会長

この度、2年間の任期を終え、役員改選となります。2年間の任期中にはさまざまな勝友諸師方の御協力をいただき、誠にありがとうございました。これからも微力ではありますが、九州曹洞宗青年会の発展のために協力させていただきたいと思えます。

今後も『九州はひとつ』をスローガンに、新会長、新執行部の元、九州曹洞宗青年会を全会員で盛り上げていきましょう。

●広島県

- 1 国泰寺 様
- 3 養徳院 様
- 7 伝福寺 様
- 8 聖光寺 様
- 22 光禅寺 様
- 44 浄居寺 様
- 46 雙照院 様
- 60 香積寺 様
- 63 長福寺 様
- 73 天寧寺 様
- 93 賢忠寺 様
- 102 潮音寺 様
- 152 雲龍寺 様
- 173 円福寺 様
- 177 功德寺 様
- 178 慶雲寺 様

●山口県

- 2 泰雲寺 様
- 25 弘濟寺 様
- 102 保福寺 様
- 111 溪月院 様
- 138 善福寺 様
- 153 善住寺 様
- 172 広福寺 様
- 190 亨徳寺 様
- 212 功山寺 様
- 245 常閑寺 様
- 250 雲照寺 様

●鳥取県

- 54 東昌寺 様
- 82 吉祥院 様
- 127 住雲寺 様
- 133 妙元寺 様
- 139 養光院 様
- 159 大祥寺 様
- 161 般若寺 様
- 163 雲光寺 様
- 185 源泉寺 様

●島根県第2

- 1 松源寺 様
- 2 永昌寺 様
- 18 萬松院 様
- 59 清光院 様
- 63 龍覚寺 様
- 64 安栖院 様
- 69 龍雲寺 様
- 93 法恩寺 様
- 121 法海寺 様
- 139 十楽寺 様
- 140 法蔵寺 様
- 141 本願寺 様
- 144 福知寺 様
- 161 太林寺 様
- 169 長安寺 様

●徳島県

- 17 江音寺 様

●高知県

- 8 永禅寺 様

●愛媛県

- 1 高昌寺 様
- 35 宝蔵寺 様

- 102 高德寺 様
- 104 西林寺 様
- 106 医王寺 様
- 155 禅興寺 様
- 174 掌禅寺 様

●福岡県

- 33 金猿寺 様
- 102 能満寺 様
- 158 報恩寺 様

●大分県

- 8 豊音寺 様
- 35 長流寺 様
- 147 有近寺 様

●長崎県第1

- 1 皓臺寺 様
- 8 円福寺 様
- 22 円通寺 様
- 26 鏡円寺 様
- 78 宝泉寺 様

●佐賀県

- 70 種福寺 様
- 77 宗善寺 様
- 117 本光寺 様
- 164 大洋寺 様
- 167 恵日寺 様
- 175 心月寺 様
- 242 松林寺 様

●熊本県第1

- 29 妙音寺 様

●宮崎県

- 34 水月寺 様
- 35 法泉寺 様

●鹿児島県

- 2 龍光寺 様

●長野県第1

- 65 柳原寺 様
- 99 天照寺 様
- 102 眞龍寺 様
- 137 浄福寺 様
- 217 浄清寺 様
- 300 威徳院 様
- 306 城光院 様
- 314 桃源院 様
- 322 守芳院 様
- 338 長谷寺 様
- 358 安楽寺 様
- 587 観音庵 様

●長野県第2

- 374 三光寺 様
- 419 宗徳寺 様
- 441 雲龍寺 様
- 460 法雲寺 様
- 461 養泰寺 様
- 480 法音寺 様
- 536 宗源寺 様
- 541 観音寺 様
- 565 阿弥陀寺 様
- 603 長性院 様
- 605 寂照庵 様

●福井県

- 218 常福寺 様
- 271 長継寺 様

●石川県

- 15 大乘寺 様
- 75 大覚寺 様
- 103 天崇寺 様
- 109 守禅庵 様

●富山県

- 11 眞国寺 様
- 54 大淵寺 様
- 95 瑞祥寺 様
- 111 光禅寺 様
- 124 清照寺 様

●新潟県第1

- 321 種月寺 様
- 346 繁慶寺 様
- 373 常福寺 様
- 380 妙雲寺 様
- 381 智徳寺 様
- 390 東禅寺 様
- 400 東福寺 様
- 407 長興寺 様
- 408 昌福寺 様
- 412 甌洞庵 様
- 454 林昌寺 様
- 462 正眼寺 様
- 475 天昌寺 様
- 496 長楽寺 様
- 500 観泉院 様
- 728 妙喜寺 様

●新潟県第2

- 721 大蓮寺 様

●新潟県第3

- 514 長命寺 様
- 535 普光寺 様
- 546 清月寺 様
- 557 普広寺 様
- 562 桐盛院 様
- 580 賞泉寺 様
- 586 城鎮寺 様
- 644 東林寺 様
- 646 名立寺 様
- 667 直指院 様

●新潟県第4

- 15 亀田寺 様
- 32 正福寺 様
- 53 英林寺 様
- 112 常安寺 様
- 117 釋尊寺 様
- 144 瑞雲寺 様
- 189 東泉寺 様
- 222 正統寺 様
- 283 耕太寺 様
- 288 宝蔵寺 様
- 295 普濟寺 様
- 814 地藏院 様
- 817 日照寺 様

●福島県

- 9 宝積寺 様
- 15 東泉寺 様

- 17 慈徳寺 様
- 25 安洞院 様
- 31 金源寺 様
- 46 龍傳寺 様
- 47 光現寺 様
- 62 仙林寺 様
- 63 昌源寺 様
- 79 西松寺 様
- 93 長光寺 様
- 99 茂林寺 様
- 101 成林寺 様
- 110 龍徳寺 様
- 165 月心院 様
- 174 龍徳院 様
- 226 常隆寺 様
- 254 同慶寺 様
- 257 岩屋寺 様
- 274 龍門寺 様
- 275 性源寺 様
- 278 浄円寺 様
- 304 梵音寺 様
- 343 西勝寺 様
- 373 泰雲寺 様
- 400 定林寺 様
- 405 勝方寺 様
- 446 天宗寺 様
- 449 松庵寺 様

●宮城県

- 13 福聚院 様
- 33 玄光庵 様
- 69 見松寺 様
- 73 円満寺 様
- 114 東禅寺 様
- 149 喜松院 様
- 205 龍川寺 様
- 228 瑞川寺 様
- 251 法円寺 様
- 252 福巖寺 様
- 258 陽山寺 様
- 277 長音寺 様
- 293 梅溪寺 様
- 301 洞源院 様
- 351 昌学寺 様
- 352 安永寺 様
- 371 頼光寺 様
- 390 西光寺 様
- 440 城國寺 様

●岩手県

- 6 永泉寺 様
- 11 天昌寺 様
- 28 聖福寺 様
- 33 永昌寺 様
- 44 江岸寺 様
- 66 淵龍寺 様
- 77 歓喜寺 様
- 120 菅生院 様
- 147 龍徳寺 様
- 158 願成寺 様
- 170 長慶寺 様
- 171 光西寺 様
- 188 宗松寺 様
- 195 安養寺 様
- 227 安養寺 様
- 252 柳玄寺 様
- 281 洞岩寺 様
- 290 長泉寺 様

304 柳善院 様

●青森県

- 30 永泉寺 様
- 74 浮木寺 様
- 79 法光寺 様
- 98 東光寺 様
- 100 澄月寺 様
- 105 東昌寺 様
- 113 正洞院 様
- 122 法林寺 様
- 158 見性寺 様
- 180 中央院 様
- 185 観音寺 様

●山形県第1

- 32 安養寺 様
- 36 久昌寺 様
- 55 新龍寺 様
- 58 慶松寺 様
- 65 永源寺 様
- 88 智鏡寺 様
- 95 聴流寺 様
- 113 洞興寺 様
- 138 石川寺 様
- 194 龍護寺 様
- 241 福昌寺 様

●山形県第2

- 285 泉高院 様
- 307 太覚院 様
- 372 昌伝庵 様
- 377 東源寺 様

●山形県第3

- 438 西光寺 様
- 468 宗伝寺 様
- 471 禅源寺 様
- 502 楞巖院 様
- 563 洞春院 様
- 581 長現寺 様

●秋田県

- 31 本明寺 様
- 34 萬境寺 様
- 47 東傳寺 様
- 62 梅林寺 様
- 79 東林寺 様
- 95 蔵昌寺 様
- 135 永岩寺 様
- 136 長谷寺 様

- 141 香川寺 様
- 180 龍泉寺 様
- 181 黄龍寺 様
- 184 護昌寺 様
- 206 松雲寺 様
- 261 見性寺 様
- 281 月宗寺 様
- 302 天昌寺 様
- 306 洞雲寺 様
- 313 立昌寺 様
- 321 鏡得寺 様

●北海道第1

- 14 広福寺 様
- 25 龍穩寺 様
- 27 円通寺 様
- 37 法徳寺 様
- 39 正覚院 様
- 45 延命寺 様
- 65 法輪寺 様
- 85 中央寺 様
- 94 曹源寺 様
- 96 観音寺 様
- 253 大慈寺 様
- 254 北大寺 様
- 327 大宥寺 様
- 350 来広寺 様
- 456 大昌寺 様
- 486 葉王寺 様

●北海道第2

- 107 明王寺 様
- 115 大玄寺 様
- 116 道弘寺 様
- 117 中央院 様
- 121 由仁寺 様
- 169 金剛寺 様
- 171 開原寺 様
- 180 曹光寺 様
- 243 鶴林寺 様
- 280 東光寺 様
- 299 永福寺 様
- 317 密伝寺 様
- 419 龍門寺 様

●北海道第3

- 141 正法寺 様
- 224 禅龍寺 様
- 225 明光寺 様
- 331 潮音寺 様

全国曹洞宗青年会の活動は皆様の賛助費に支えられております。この度もご協力頂き誠に有難うございました。



賛助費浄納御芳名簿

平成21年
2/17~4/30

●東京都

- 3 俊朝寺 様
- 51 泉岳寺 様
- 81 長光寺 様
- 96 海雲寺 様
- 106 観泉寺 様
- 113 長泉寺 様
- 160 喜運寺 様
- 168 養昌寺 様
- 232 薬師寺 様
- 245 圓福寺 様
- 264 宗印寺 様
- 333 雲慶院 様
- 371 円明寺 様
- 389 立川寺 様
- 395 道了寺 様

○東京都

丸山劫外 様

●神奈川県第1

- 324 玉宝寺 様
- 334 潮音寺 様
- 358 城願寺 様
- 359 瀧門寺 様

●神奈川県第2

- 2 西有寺 様
- 71 随流院 様
- 77 龍寶寺 様
- 81 貞昌院 様
- 93 曹源寺 様
- 118 永昌寺 様
- 383 観音寺 様
- 394 長尾寺 様

○神奈川県

中野東禅 様

●埼玉県第1

- 6 法性寺 様
- 37 妙巖寺 様
- 75 長松寺 様
- 92 浄山寺 様
- 99 常源寺 様
- 106 光巖寺 様
- 185 嶺雲寺 様
- 416 昌福寺 様
- 420 東雲寺 様

●埼玉県第2

- 204 善仲寺 様
- 207 蓮光寺 様
- 227 東陽寺 様
- 238 松林寺 様
- 248 長泉寺 様
- 258 能仁寺 様
- 271 龍泉寺 様
- 331 曹源寺 様
- 339 清見寺 様
- 368 東昌寺 様
- 567 観音寺 様

●群馬県

- 17 宝珠寺 様
- 68 慈願寺 様
- 85 東善寺 様
- 194 善宗寺 様

- 244 春昌寺 様
- 257 長伝寺 様
- 281 永隣寺 様
- 297 福巖寺 様
- 338 龍松寺 様
- 355 教徳寺 様

●栃木県

- 1 成高寺 様
- 26 宝光寺 様
- 53 大中寺 様
- 80 長安寺 様
- 92 泉溪寺 様
- 103 光真寺 様
- 129 明本寺 様
- 199 正覚寺 様

●茨城県

- 13 龍泉院 様
- 39 常安寺 様
- 49 東漸寺 様
- 134 大統寺 様
- 155 乗国寺 様
- 182 龍心寺 様
- 197 長龍寺 様

●千葉県

- 2 宗胤寺 様
- 5 東禅寺 様
- 7 満蔵寺 様
- 8 重俊院 様
- 9 東昌寺 様
- 19 龍光寺 様
- 21 観音寺 様
- 22 廣寿寺 様
- 25 萬福寺 様
- 29 慶林寺 様
- 32 長全寺 様
- 45 大洞院 様
- 58 浄泉寺 様
- 59 宗徳寺 様
- 74 広済寺 様
- 95 寶應寺 様
- 161 大林寺 様
- 304 杖珠院 様

●山梨県

- 140 見性院 様
- 212 慈観寺 様
- 232 円通寺 様
- 457 正福寺 様
- 507 満福寺 様

●静岡県第1

- 6 瑞龍寺 様
- 39 陽明寺 様
- 50 盤龍寺 様
- 61 長光寺 様
- 67 宝寿院 様
- 75 東雲寺 様
- 77 龍泉院 様
- 83 洞福寺 様
- 215 貞心寺 様
- 216 泉竜寺 様
- 391 十輪寺 様
- 393 弘徳院 様
- 459 洞雲寺 様
- 460 宗乗寺 様

●静岡県第2

- 228 耕月寺 様
- 240 医王寺 様
- 319 源光院 様
- 325 海蔵寺 様
- 339 龍豊院 様
- 362 福泉寺 様

●静岡県第3

- 608 養勝寺 様
- 644 利生寺 様
- 676 孤雲寺 様
- 870 窓泉寺 様
- 1229 天龍院 様
- 1273 東林寺 様
- 1281 長月寺 様

●静岡県第4

- 1065 高林寺 様
- 1095 天林寺 様

●愛知県第1

- 7 全香寺 様
- 10 安用寺 様
- 15 大光院 様
- 34 傳昌寺 様
- 37 乾徳寺 様
- 58 聚福院 様
- 76 乗円寺 様
- 86 安栄寺 様
- 91 法持寺 様
- 96 全隆寺 様
- 102 月笑寺 様
- 108 香積院 様
- 112 太平寺 様
- 133 瑞泉寺 様
- 143 長福寺 様
- 144 白毫寺 様
- 149 正覚寺 様
- 158 秀伝寺 様
- 173 神蔵寺 様

- 202 世尊寺 様
- 208 日光寺 様
- 212 不伝寺 様
- 216 青原寺 様
- 261 薬師寺 様
- 274 久保寺 様
- 309 常宿寺 様
- 313 長松寺 様
- 336 弥勒寺 様
- 338 長養院 様
- 341 一心寺 様
- 605 天徳寺 様
- 614 松月寺 様
- 635 永澤寺 様
- 644 増福寺 様
- 661 普光寺 様
- 1039 梅雲寺 様
- 1092 地藏寺 様
- 1164 弘禅寺 様
- 1169 観音寺 様
- 1191 智光院 様
- 1229 玉林寺 様

●愛知県第2

- 684 花井寺 様
- 784 長泉寺 様
- 815 西光寺 様
- 872 傳法寺 様
- 927 春興院 様
- 997 真増寺 様

●愛知県第3

- 396 龍雲院 様
- 400 龍蔵寺 様
- 428 寶珠院 様
- 431 報恩寺 様
- 562 慈光院 様

●岐阜県

- 15 東林寺 様
- 28 観音寺 様

- 35 瑠璃光寺 様
- 51 天徳寺 様
- 102 桂昌寺 様
- 113 安養寺 様
- 133 福寿寺 様
- 153 宗久寺 様
- 162 清楽寺 様
- 188 洞泉寺 様
- 189 久昌寺 様
- 194 慈眼寺 様
- 200 法幢寺 様
- 217 本覚寺 様
- 218 本覚寺 様
- 219 勝林寺 様

●三重県第1

- 7 海蔵寺 様
- 24 一心院 様
- 33 宗徳寺 様
- 36 法安寺 様
- 37 四天王寺 様
- 59 長楽寺 様
- 128 妙泉寺 様
- 152 観音寺 様
- 183 光徳寺 様
- 240 安心寺 様
- 246 宝泉院 様
- 276 地藏院 様
- 278 大智院 様

●三重県第2

- 392 大義院 様

●滋賀県

- 10 青龍寺 様

●京都府

- 6 天寧寺 様
- 73 春現寺 様
- 80 西光寺 様
- 345 妙性寺 様
- 355 龍猷寺 様

- 369 洞養寺 様
- 371 大慶寺 様
- 386 徳運寺 様
- 389 万福寺 様

●大阪府

- 5 臨南寺 様
- 26 天徳寺 様
- 31 正泉寺 様
- 68 陽松庵 様
- 98 吉祥院 様
- 100 南詢寺 様

●奈良県

- 18 薬師寺 様
- 25 宝泉寺 様
- 74 宝泉寺 様

●兵庫県第1

- 17 全昌寺 様
- 30 岡本寺 様
- 393 安養寺 様
- 408 妙泉寺 様
- 418 永勝寺 様

●兵庫県第2

- 117 法円寺 様
- 134 谷松寺 様
- 173 瑞雲寺 様
- 228 豊楽寺 様

●岡山県

- 1 円通寺 様
- 4 威徳寺 様
- 5 景福寺 様
- 70 上合寺 様
- 130 蓮性寺 様
- 131 済渡寺 様

賛助費払込票通信欄より

問：毎年納入しているのに、賛助費名簿に記載されていないのは？
 答：原則として年単位での一括記載はしておりません。『そうせい』の発行に合わせて年4期に分けて掲載しております。当該頁標題に記載した期間と、ご浄納頂いた日にちをご対照下さいますよう、宜しくお願ひ致します。万が一、該当期間に御寺院名の記載がなかった場合はお申し付け下さい。

問：払込票右記の県名、寺名は下記住所が明記されてあれば不要のはずである。
 答：下記住所欄では県名と御寺院名のご記入を省略される場合が多いため、別項にてご記載をお願いしております。ご面倒をおかけしますが、ご理解のほど宜しくお願ひ致します。

曹洞宗のみで用いられた守持衣

■環付きの守持衣

最近、続々と見出された守持衣を前号で紹介したところ、紐の部分が環になってる守持衣の情報をいただいた。環付きの守持衣は今迄に見たことがなく、まったく予想もしていなかったものである。ほとんどの守持衣は左右の上部の端に紐がついており、その紐を結んで搭けている。しかし、環付きの守持衣は、環が左側すなわち搭けたら後側となる部分についており、それに前の紐を結ぶのである。これは楞嚴寺(兵庫県加東市岡本)に所蔵する。縦四十一・八センチ、横七十三センチで、絹や金襴を綴り合わせた切り交ぜの九条である(図1)。環は直径七センチ、太さは〇・五センチ、白絹の裏布がついており、それに「前永平禪源道印 授与鉄文侍者」と記されている(図2)。禪源が侍者の鉄文に授け

たものと思われるが、楞嚴寺の歴住世代に両者の名はなく、行歴などはまったく明らかにならない。そのため楞嚴寺に所蔵することになった経由も不詳で、それらについては今後の研究課題とし、環付きの守持衣もあつた新しい事実を紹介するのみに留めておきたい。

■逆水洞流の守持衣説

大乘寺(金沢市長坂町)三十八世逆水洞流(一六八六―一七六六)が、当時の守持衣について興味深いことを述べている。それは面山瑞方(一六八三―一七六九)の著わした『得度或問』に対して反論した『得度或問辨儀章』第二巻に、
洞門山主ガタノ内守持衣、タトヘ九条トイヘドモ後頭ノ製様ナク、或ハ紐一筋ナレバ、コレマタ単法衣ノ製様ニシテ、粗門偏袒通肩ニカタヨラザルノ玄旨ニ齟齬セリ。濟下ハ古来ヨリ受用

セザルコトヲ看取スベシ。守持衣ハ義雲師ヨリ始マレリト伝聞ス。齊下洞上ノ緒子ハ、五条トイヘドモ、従上ノ正眼ヲ以テ、偏袒通肩ノ両様ニ通ジテ披在スルユヘニ、前頭後頭ノ超出ノ製様ヲ含畜ス。ユヘニ通肩偏袒ノ口授アリ。枚拳スルニ違マアラズ。シカラバタトヘ山主トイヘドモ、守持衣ニハ緒子ヲ披在セバ好シ。故ニ鷹峯ノ袒祖ハ、現在前二守持衣ヲ受用シ玉ハザルナリ。

といつており、要約すると、曹洞宗の守持衣は永平寺五世雲義禪師(一一五三―一一三三)より始つたといわれ、曹洞宗中興の祖と仰がれる卍山道白(一二三六―一二二五)は守持衣を用いず緒子を搭けていたといふ。また、臨濟宗ではまったく守持衣を用いていなかったともいつている。それを証するものに、法衣商の

仕立図がある。京都の老舗の法衣商海老屋に伝わっていた仕立の寸法図をみると、臨濟宗には守持衣の寸法図がない。曹洞宗では「修持袈裟」と称して紹介されている(図3)。総裏が切り交ぜになっており、鯨尺で縦一尺三寸五分(五十一・三センチ)、横二尺四寸五分(九十三・一センチ)の七条である。その仕立図には掛絡もあり、縦一尺二寸(四十五・六センチ)、横二尺四寸(九十一・二センチ)で五条になっている。田相部分の縦、横の長さ、修持袈裟と掛絡とは余り変わらないが威儀(禪のこと)のある掛絡と左右両端の紐を結んで搭ける修持袈裟とは搭け方が異なることは明白である。

この仕立図は現在、法衣店の海老竹(京都市中京区富小路三条南入)に所蔵されており、別の仕立図には五条の掛絡と守持衣と思われる七条の「シウツウ衣」も紹介されている。

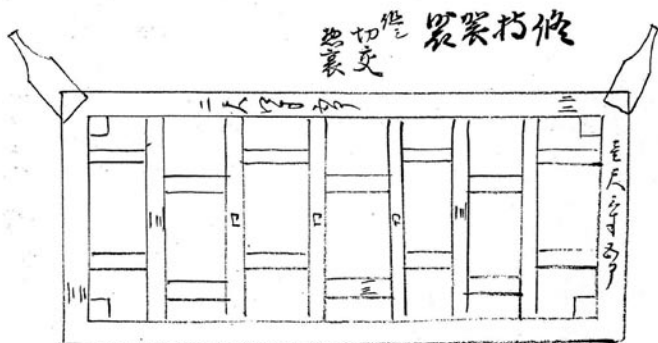


図3 仕立図にある修持袈裟



図2 楞嚴寺藏守持衣の裏側



図1 楞嚴寺蔵の守持衣

■ 守持衣についての論争

江戸中期には守持衣について論争があった。すでにみたように、守持衣は五条衣の特に小さいもので縦二肘、横四肘の大きさ、上は臍をおおい、下は両膝をおおうものであった。それが享保十一年（一七二六）に鳳潭の著わした『仏門衣服正儀編』には、泥薩祇衣と同じものとして図示されている（図4・5）。泥薩祇衣は比丘、比丘尼の受持すべき具足戒の一部である泥薩祇波逸提迦（捨墮罪）を犯した時、所定以上所有の衣鉢を教団が没収し四人以上の僧中で懺悔せねばならないところから、没収された後に着るものであった。『根本説一切有部毘奈耶』卷十七によれば、
 鄔波離、復二種の安咀婆娑あり。

豎二、横五なると豎二、横四なるとなり。若し極下の安咀婆娑は但三輪を蓋ふなり。是れ持衣の中にては最少なり。若し泥薩著衣の最極小なるは、但縦横一肘を齊るなり。

とあり、安咀婆娑（五条衣）は豎二肘、横四肘が最も小さく、泥薩著衣の最少は縦横一肘の大きさという。このように五条衣と泥薩祇衣は異なったものであったが、鳳潭の図は同じものとみなしている。それに対し、善通寺（香川県善通寺市善通寺町）の光国寂潤（一七〇九—一七七八）は享保十五年（一七三〇）に著わした『僧服正檢』で、鳳潭に對して「泥薩祇衣ならば捨てなければならぬのに、どうして守持と名づけるのか。守持は古く受持という。鳳潭は錯って衣の名にして

いるが、豎二肘、横五肘以下の五条衣のことではない」という。また、正法律を創唱して戒律の復興を目指した慈雲欽光（一七一八—一八〇四）も寛延三年（一七五〇）に編集した『仏門衣服正儀編評釈』で、同じように「鳳潭は、衣の名と云って図を記しているが誤りである。守持衣は横四肘、豎二肘が極小の量で、縦横一肘は分別衣の最下の大きさである」と批判している。しかし、鳳潭は『僧服正檢却撓訓』を著わして「図の外の傍注に細書して泥薩祇衣守持衣としたが、それは自分が名づけて標目にしたのではない。泉涌寺派の律宗の人がこれを用いて守持衣といっている」といい、当時の律宗では縦横一肘の泥薩祇衣を守持衣と呼称していたようである。

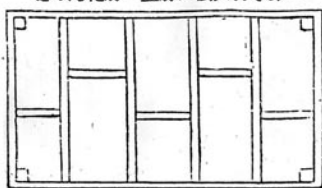
したがって、鳳潭は泥薩祇衣と守持衣が異なるものであることを知っていたが、あえて当時使用されていた呼称を合わせて記したため、このような論争が生まれたのである。何れにしても縦二肘、横四肘の守持衣は縮小され、掛絡（給子）とは別なものとして存在していた。臨濟宗では用いられず、曹洞宗のみで用いられた珍しい袈裟であった。明治初期迄は使用されていたが、明治十九年の「衣体ヲ齊整スルノ御諭告」以来使用されず、現在では歴代住職の遺品として見出される。今後も多くの守持衣が確認できることを期待している。

肘一横縦



○泥薩祇衣
 ○守持衣
 一長一短根本有部毘奈耶律。百一羯磨。若極下量限蓋三輪。上但蓋臍下掩兩膝。守持衣中最小。若臂短者不及於膝。宜依臂長爲準。彼盧山衣禪流所掛給子依焉。

色赤陀乾肘二豎肘四横衣持守條五



一長一短。根本有部毘奈耶律。百一羯磨。若極下量限蓋三輪。上但蓋臍下掩兩膝。守持衣中最小。若臂短者不及於膝。宜依臂長爲準。彼盧山衣禪流所掛給子依焉。

図5 『仏門衣服正儀編』にある五条守持衣

図4 『仏門衣服正儀編』にある泥薩祇衣と守持衣

能登の祖廟

大本山

總持寺祖院を
訪ねて

元享元年（一三三二年）に瑩山禪師が開き、永平寺と並ぶ曹洞宗の大本山として栄えてきた總持寺。明治三十一年（一八九八年）の大火で伽藍の多くを焼失し、本山は神奈川県鶴見区へと移転したが、いまも祖院としての幽玄な姿を湛えている。残念なことに、二年前の大地震で再び伽藍の多くが損傷を受けたが、懸命な修復作業が今なお続けられている。



【山門(さんもん)】
焼失後、昭和七年(1932年)に再建された。高さ17.4m、間口20m、奥行14.4mの堂々とした入母屋造りで、荘厳さの中にも巧みな繊細さが美しい。楼上には観音像、地藏像、五百羅漢像が奉られている。総櫓造り。



【経堂(きょうどう)】
寛保三年(1743年)建立。加賀六代藩主吉徳公より寄進され、県の重要文化財に指定されている。中に「一切大蔵経」が収められている。

【法堂(はつどう)】
総櫓造りの大伽藍で、正面に瑩山禪師、右に道元禪師、左に峨山禪師の真像と、それぞれの横には五院を開いた十人の僧が祀られている。

火災を乗り越え、 「祖院」として蘇った聖地

「大本山總持寺祖院」。それがこのお寺の正式名称だが、地元の人には「能登の本山さん」と呼ばれ、古くから親しまれてきた。

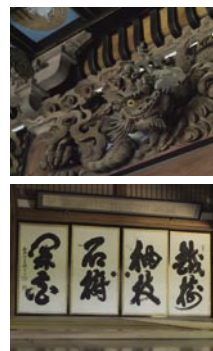
このお寺が開創されたのは鎌倉時代半ばの元亨元年(一二三二年)、瑩山紹瑾によってであり、その後、あとを継いだ峨山紹碩が全国へと広めていった。また、元亨二年(一二三二年)、後醍醐天皇より「日本曹洞出世第一道場」の論旨をいいただき、瑩山禪師によってその基が築かれていった。こうして總持寺は、明治三十一年(一八九八年)四月十三日の大火を機に神奈川県鶴見区に移転(一九一一年)するまで、実に五百年もの永きにわたって、日本曹洞宗の根本道場として発展を遂げたのである。その発展を支えた要因のひとつ

には、五院「輪番制」という總持寺独自の住持交代制度が挙げられる。毎年、全国同宗門から選ばれた五人の名僧によってお寺を受け継いできたこの制度は、門前町の繁栄や能登の文化の普及にも貢献してきたのである。

また、大火を乗り越え、大正・昭和を通じて「祖院」として見事に蘇った力の源は、「伝燈院」(瑩山禪師の靈廟)にあった。七堂伽藍の大部分を焼失するという大火を奇跡的に免れたこの建物こそが祖院としての聖地のあかしであり、再建に向けて人々の心を奮い立たせる霊力ともなったのである。

往時の姿を一日も早く 取り戻す日を願って

平成十九年(二〇〇七年)三月二十五日の能登半島地震で再び甚大な被害を受けた祖院だが、この時にもまた「伝燈院」は奇跡的に損傷を



免れた。背後の斜面の石垣は大きく崩れたにもかかわらず、ほぼ無傷だったのである。ここが霊域であることを改めて知らされた気がするが、再建に向けては、まだまだ膨大な時間と費用を要する、気の遠くなるような作業が続いていくのだ。さらに、多くの伽藍が国の有形文化財に指定される本院では、その復元にも制約があり、既存の材の七十パーセント以上を使用することが必要となる。現在、本院では参拝の方々一枚千円で瓦を寄進していただくことにより、お寺の再建にご寄付を募る呼びかけも行っている。

山あいを背景にひっそりと建つその姿は、威厳と風格を讀えた荘厳な佇まいだが、ひとたび細部に目を凝らすと、震災の爪痕はいまも生々しく残っている。

しかし、約二万坪の境内にはいま、見事なツツジが咲き誇り、清流のせせらぎが耳に涼しく、里に降りてきたウグイスも美しい声を響かせてくれる。一方、冬には深雪をまとった幽玄な姿に包まれるという。

こんなにも美しいこのお寺が、一日も早く往時の姿を取り戻し、これからも能登の祖廟として、宗派を越えて多くの人に愛され、親しまれる祖院であり続けてくれることを願うばかりである。



【伝燈院(でんとういん)】
この門の奥の靈廟に瑩山禪師の御霊(上の写真)が祀られている。元禄六年に建立され、明治の大火、平成の地震と、二度の災禍にもほぼ無傷で耐えたこの建物こそが祖院としての聖地のあかし。



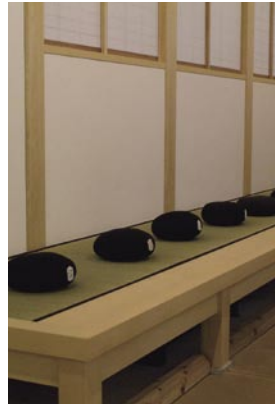


手入れの行き届いた境内の庭は色とりどりのツツジで満開。

取材にご協力をいただいた高島さん(左:曹洞宗石川県青年会)と中田さん(右:總持寺祖院事務員)。笑顔のお二人だが、いまでも祖院再建に向けて懸命に努力されている



倒壊後、今年の春に完成したばかりの「僧堂」内部(外単)。修行僧は朝夕、ここで坐禅に励む。一般者の坐禅体験も受付けている。



瓦に祈禱を込めて寄進。一枚千円の寄付と寄進された瓦の両方が再建に生かされることになる。

【鐘楼(しょうろう)】

現在、大掛かりな修復作業が行われている「鐘楼」。来年には完成予定である。鐘楼が修復工事のため、釣鐘は山門脇に仮設されている。痛々しい姿に一日も早い再建を願うばかりだ。



門前町

ご紹介



總持寺通り(門前通り)の中ほどに建つ「禪の里交流館」。震災復興に向けて、2007年11月13日に開館した。總持寺の歴史が貴重な資料と共に展示されている。



能登地方だけで栽培されている「のとクリシマツツジ」。花の色は数種あるが、独特の赤がもつとも美しい。峨山禪師が自ら植えたという峨山道沿いのツツジは、別名「がさんクリシマ」と呼ばれている。



取材:小林桂子 撮影:小倉直子

能登・輪島の文化

六百年の技を受け継ぐ「輪島塗」の伝統美

重要無形文化財として、いまや世界にもその名が知られる「輪島塗」。その制作行程は三十以上、ひとつの作品が完成するまでに百以上もの手数を要する。蒔絵や沈金といった緻密な装飾技法に加え、下地づくりや独自の工法で優美にして堅牢な生活用具を生み出した。もともと輪島には漆器づくりに適した原材料が豊富にあったことが始まりだが、「伝統の技を支え続けた根本は「良いものを作る」という情熱であらう。」(撮影協力:しおやす漆器工房)



しらよね 白米の千枚田

山裾が海に落ち込む急斜面に階段状に作られた棚田。実際には二千枚以上の田んぼがある。小さな田が折り重なって描く幾何学模様は圧巻で、日本海の荒波が山裾を洗う景観が素晴らしい。一面当りの広さは約三畝のため機械が入らず、苗は手で植えられている。



一食即解! 六十三種の「能登丼」の味わい

奥能登ウエルカムプロジェクト推進協議会が進める「能登丼」プロジェクト。食材・食器・調理法など、地元素材にこだわった定義を踏まえ、現在六十三のお店が加盟している。さらに多くのお店が加わり、能登の味が全国に広がることを期待したい。(撮影協力:すし処伸福朝市丼)





先日、27歳になる介護職の男性が、私に言った。

「たとえ戦争や飢えて、

生まれてすぐに亡くなったとしても、

その生や死には意味がある。

命をもって、

私たちに悲惨な現実を

教えてくれているのだから」。

この言葉がきっかけとなった。

撮影の一週間後に亡くなっていた、

やせ細るソマリアの赤ん坊を前にして、

私はそう語りえなかった。

夜の大阪の路上、

ごろ寝をしている野宿のおじさんにも、

言えなかった。

……。

彼との会話を続けながら、

いくつもの、

そんな場面を思い返していた。



(上) ソマリアは内戦により20年近く前から無政府状態が続く、最も治安の悪い国のひとつ。乳幼児の死亡率は世界最悪レベル。平均寿命47歳。

(左) 大阪市内だけで1万人ともいわれる路上生活者。年間200人規模で栄養失調や病気、寒さにより市内で路上死している。

ほとけさまの知恵袋

全曹青では、青少年への教化活動をより内容のあるものにしていただくために、かねてより再販の問合せが多かった「ほとけさまの知恵袋」を製作しました。つきましては下記の内容にて実費頒布いたしますので、ご希望の方は下記の要領にてお申し込みください。

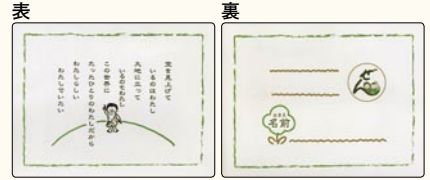


子ども用腕輪念珠



参加バッジ

名札付お経カード



使い方いろいろ

- * 子ども緑陰禅、日曜学校、子ども参禅会などの活動の折に
- * 子ども授戒会の血脈袋として（儀式中に掛け血脈を懐に抱く）
- * 経本・つどのしおり入れとして
- * お守り・写経・写仏入れとして
- * お寺の法事など諸行事に（本堂備えつけ）
- * 弟子との勤行に
- * 首掛け名札プレートとして
- * 幼稚園・保育園児に（諸行事）

- 価格 一本 1,000円（子供用腕輪念珠・名札付お経カード・参加バッジ・箱入り）
- 申し込み方法 郵送・FAX・E-MAILいずれかの方法にてお申し込みください。
- 申し込み先 郵 送 / 〒 509-5142 岐阜県土岐市泉町久尻 1282-1 清安寺内 大久保 厚志（総合企画委員）
F A X / 0572-55-3268 受付時間は《9時～16時》
E-MAIL / chie@sousei.gr.jp または全曹青HP申し込みフォームより
- 申し込み期限 在庫が無くなり次第頒布を終了いたします。お早めにご注文ください。
- お届け方法 着払いにてお届けします。

ほとけさまの知恵袋申込書

宗務所名		寺籍番号		寺院名	
名 前		電話番号		申込数	本
住 所	〒 -)				

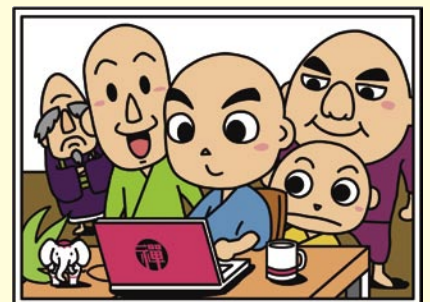
全国曹洞宗青年会ホームページ「般若」

全曹青 般若

検索

全国の曹青会活動をつなぐ情報サイトです。どうぞ御利用下さい！
特設ページ「SouSei on web」(パスワード制)は、誌上の補足情報や特別コンテンツが満載です。

* パスワード「1890」を入力して下さい。



イラスト：広瀬知哲 <http://www.we2ya.jp>